

熊本市公報

第 1372 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○熊本市競輪事業施設整備基金条例（条例第 1 号）	121
---------------------------	-----

規 則

○熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 2 号）	123
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（規則第 3 号）	124
○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 4 号）	126
○熊本市物産館条例施行規則（規則第 5 号）	128
○熊本市物産館条例の一部の施行期日を定める規則の制定（規則第 6 号）	147
○熊本市農林漁業振興資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第 7 号）	148
○熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（規則第 8 号）	149
○熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 9 号）	154

訓 令

○熊本市職員表彰に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 1 号）	155
-----------------------------------	-----

告 示

○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 78 号）	157
○放置自転車の移動及び返還（告示第 79 号）	157
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 80 号）	158
○放置自転車の売却等（告示第 81 号）	159
○公売通知書の公示送達（告示第 82 号）	159
○手数料及び販売収入の収納事務委託（告示第 83 号）	159
○平成 25 年度市税督促状の公示送達（告示第 86 号）	160
○交付要求通知書の公示送達（告示第 87 号）	160
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定更新（告示第 88 号）	160
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 89 号）	161
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 90 号）	161
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 91 号）	162
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 92 号）	164
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 93 号）	165
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 94 号）	167

○生活保護法による指定医療機関の辞退（告示第 95 号）	168
○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 96 号）	168
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 97 号）	168
○差押調書及び配当計算書の公示送達（告示第 98 号）	169
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 99 号）	169
○市道の区域変更（告示第 100 号）	170
○放置自転車の移動及び返還（告示第 101 号）	170
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（公告第 126 号）	171
○開発行為に関する工事の完了（公告第 127 号）	171
○開発行為に関する工事の完了（公告第 128 号）	171
○開発行為に関する工事の完了（公告第 129 号）	172
○差押財産の公売（公告第 130 号）	172
○熊本市工事請負代金債権の譲渡承諾に関する事務取扱要領の一部を改正する要領（公告第 138 号）	174
○開発行為に関する工事の完了（公告第 143 号）	175
○開発行為に関する工事の完了（公告第 144 号）	175
○開発行為に関する工事の完了（公告第 145 号）	175
○開発行為に関する工事の完了（公告第 156 号）	175
○開発行為に関する工事の完了（公告第 157 号）	176
○開発行為に関する工事の完了（公告第 158 号）	176
○開発行為に関する工事の完了（公告第 163 号）	176
○都市計画の決定及び変更に伴う案の縦覧（公告第 165 号）	176
○都市計画の決定及び変更に伴う案の縦覧（公告第 166 号）	177
○都市計画の決定及び変更に伴う案の縦覧（公告第 167 号）	177
○農業振興地域整備計画の変更（公告第 185 号）	178
○開発行為に関する工事の完了（公告第 187 号）	178
東 区	
○住民票の職権消除（東区告示第 3 号）	179
西 区	
○住民票の職権消除（西区告示第 1 号）	179
北 区	
○住民票の職権消除（北区告示第 1 号）	179
上下水道局	
○熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 1 号）	179
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 9 号）	188
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 10 号）	188
○熊本市公共下水道事業計画の変更（上下水道局告示第 11 号）	188

○熊本市富合公共下水道事業計画の変更（上下水道局告示第 12 号）	189
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 13 号）	190
○熊本市熊本北部流域関連公共下水道事業計画の変更（上下水道局告示第 14 号）	190
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 15 号）	191
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 16 号）	191

監 査

○平成 25 年度公営企業定期監査（財務・工事）報告書（監委公告第 3 号）	192
○平成 25 年度財政援助団体等監査報告書（監委公告第 4 号）	195

選挙管理委員会

○熊本市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程（選管告示第 2 号）	202
○熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程（選管告示第 3 号）	203
○熊本市議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程の一部を改正する規程（選管告示第 4 号）	207

条 例

条 例 第 1 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市競輪事業施設整備基金条例を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市競輪事業施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 熊本競輪場の施設整備等に要する経費の財源に充てるため、熊本市競輪事業施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、競輪事業会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第 4 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、競輪事業会計歳入歳出予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に定める目的のための事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規 則 第 2 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成 20 年規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表アの表備考に次のように加える。

- 4 平成 26 年 3 月 31 日に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市職員となったものの職員の区分については、同日に本市職員であった者との均衡を失しないよう別に定める。

別表イの表備考に次のように加える。

- 3 平成 26 年 3 月 31 日に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市職員となったものの職員の区分については、同日に本市職員であった者との均衡を失しないよう別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 3 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成 12 年規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項を次のように改める。

7 附則第 5 項に規定するサービス費等の特例を適用する期間は、第 12 条の規定にかかわらず、同項に規定するサービス費等の特例に係る第 11 条第 1 項の申請書が提出された日から次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日までとする。

(1) 次に掲げる被災被保険者 平成 27 年 2 月 28 日

ア 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項の規定による指示において設定されている帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に該当するため避難を行っている者

イ 特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として設定した地点をいう。以下同じ。）（現に設定されているものに限る。）に存する住居に居住していたため避難を行っている者

ウ 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による指示において設定されていた緊急時避難準備区域に該当したため、又は特定避難勧奨地点（現に設定されているものを除く。）に存する住居に居住していたため避難を行っている者（以下「旧緊急時避難準備区域等の被災被保険者」という。）のうち合計所得金額が 633 万円未満のもの

(2) 旧緊急時避難準備区域等の被災被保険者のうち合計所得金額が 633 万円以

上のもの 平成26年9月30日

(3) 前2号に掲げる者以外の被災被保険者 平成24年9月30日

附則第10項中「東日本大震災の発生した月の翌月から18月（特定被災被保険者にあつては、36月）」を「附則第7項第1号に規定する被災被保険者にあつては東日本大震災の発生した月の翌月から48月、同項第2号に規定する被災被保険者にあつては東日本大震災の発生した月の翌月から42月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。ただし、附則第10項の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市介護保険法等の施行に関する規則（以下「新規則」という。）附則第7項の規定は、この規則の施行の日以後のサービス費等の特例について適用し、同日前のサービス費等の特例については、なお従前の例による。
- 3 新規則附則第10項の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規 則 第 4 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成 2 年規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「の承認を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条第 2 項を削る。

附則第 2 項の前の見出し、同項及び附則第 3 項を削り、附則第 4 項に見出しとして「(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)」を付し、同項を附則第 2 項とする。

附則第 5 項中「旧下益城郡城南町又は」を削り、「承認」を「届出」に改め、同項を附則第 3 項とする。

附則第 6 項中「旧下益城郡城南町又は」を削り、同項を附則第 4 項とし、附則第 7 項を附則第 5 項とする。

様式第 3 号中「(積替え・保管行為を除く。)」を削る。

様式第 4 号の 2 中「秋津浄化センター」及び「中部浄化センター」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第 7 条第 1 項の承認を受けている処理規程は、この規則による改正後の第 7 条の規定により届け出られたものとみ

なす。

- 3 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規 則 第 5 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市物産館条例施行規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市物産館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本市物産館条例（平成 25 年条例第 77 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 物産館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

名称	開館時間
熊本市城南地域物産館	午前 9 時から午後 5 時まで

(休館日)

第 3 条 物産館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日
熊本市城南地域物産館	毎月第 2 水曜日及び第 4 水曜日（これらの日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）及び 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで

(直売所の使用の許可の手續)

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規定により同項第 1 号の直売所の使用（以下「直売所の使用」という。）の許可を受けようとする者は、熊本市物産館直売所使用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、直売所の使用の許可をしたときは、熊本市物産館直売所使用許可書（様式第 2 号）を当該申請者に交付するものとする。

（直売所の使用の中止の届出）

第 5 条 出荷者は、直売所の使用を取りやめたときは、速やかに熊本市物産館直売所使用中止届（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（直売所の使用の許可の変更）

第 6 条 出荷者は、直売所の使用の許可に係る出荷物の区分（条例別表に定める区分をいう。以下同じ。）を変更し、又は追加しようとするときは、熊本市物産館直売所使用許可変更申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、当該変更を許可したときは、熊本市物産館直売所使用変更許可書（様式第 5 号）を出荷者に交付するものとする。

3 出荷者は、第 4 条第 1 項の申請書に記載した住所、氏名、連絡先等又は主な品目に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（専用使用の許可の手続）

第 7 条 条例第 4 条第 1 項の規定により同項第 2 号の物産館の施設の専用使用（以下「専用使用」という。）の許可を受けようとする者は、使用する日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の初日から使用日の前日までに、熊本市物産館専用使用許可申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、専用使用の許可をしたときは、熊本市物産館専用使用許可書（様式第 7 号）を当該申請者に交付するものとする。

（専用使用することができる物産館の施設）

第 8 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号の規則で定める物産館の施設は、熊本市城南地域物産館の多目的広場とする。

（専用使用の期間）

第 9 条 専用使用の期間は、引き続き 3 日を超えることはできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（専用使用の中止の届出）

第 10 条 専用使用の許可を受けた者は、使用開始前に使用を取りやめたときは、熊

本市物産館専用使用中止届（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出は、使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（専用使用の許可の変更申請）

第 1 1 条 専用使用の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、熊本市物産館専用使用許可変更申請書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 市長は、第 1 項の申請書を審査し、当該変更を許可したときは、熊本市物産館専用使用変更許可書（様式第 1 0 号）を使用者に交付するものとする。

（使用許可の取消し等）

第 1 2 条 市長は、条例第 6 条第 1 項の規定により使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずるときは、熊本市物産館使用許可取消（停止）通知書（様式第 1 1 号）を使用者に交付するものとする。

（出荷計画書の提出）

第 1 3 条 条例第 7 条第 1 項の規定による出荷計画書の提出は、市長が別に指定する日までに行わなければならない。

- 2 出荷計画書に記載すべき事項は、市長が別に定める。

- 3 出荷者又は出荷者団体は、提出した出荷計画書に記載した出荷計画に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（出荷者団体の届出）

第 1 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定による出荷者団体の届出は、熊本市物産館出荷者団体登録届（様式第 1 2 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 当該出荷者団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類
- (2) 構成員たる出荷者の名簿
- (3) 当該出荷者団体を通じて持ち込まれる予定の出荷物の品目、数量、販売期間等を明らかにする書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 出荷者団体は、前項の規定による届出の内容又は同項各号に掲げる書類に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(毀損滅失届)

第 15 条 物産館の施設等を毀損し、又は滅失した者は、熊本市物産館施設毀損（滅失）届（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

(利用者、専用使用者及び出荷者の遵守事項)

第 16 条 物産館を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 物産館の敷地内において物品の販売(直売所を使用して出荷者がする販売を除く。)、展示又はこれらに類する行為をしないこと。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (3) 物産館の敷地内において看板、広告物等を設置しないこと。ただし、出荷者が出荷物に関して作成した販売促進用の広告物で市長の承諾を得て直売所内に設置されるものその他市長が特に認めたものについては、この限りでない。
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (5) 物産館の施設等を損傷し、又は汚損しないこと。

2 前項に掲げるもののほか、専用使用をする者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 専用使用の許可を受けていない施設を使用しないこと(当該施設の使用につき許可を受ける必要がある場合に限る。)
- (2) 入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くこと。
- (3) 条例第 9 条各号のいずれかに該当する者の入場を拒否し、又は同条の規定により退場を命ぜられた者を退場させること。
- (4) 使用開始前に物産館の職員との打合せを十分に行うこと。

3 第 1 項に掲げるもののほか、出荷者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 提出した出荷計画書に記載した出荷計画(当該出荷計画に関して行われた出荷調整に応じる場合は、当該出荷調整の内容)に従って直売所への持込みをすること。
- (2) 直売所への持込みに当たっては、出荷物の汚損、腐敗等がなく、かつ、その安

全性が確保されていること及び出荷物が食品表示等に係る関係法令に適合していることを事前に確認すること。

- (3) 販売期間が経過した出荷物（販売されなかった出荷物を含む。）、汚損又は毀損が生じた出荷物、腐敗し、又はそのおそれが生じた出荷物その他市長が直売所における販売に適さなくなったと認めた出荷物は、速やかにこれを引き取り、搬出すること。

（指定申請書に添付する書類）

第 17 条 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録（これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類）
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利用料金の承認の申請）

第 18 条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（利用料金の減免）

第 19 条 条例第 19 条第 3 項に規定する利用料金を減免することができる場合は、市長が別に定める基準に該当する場合とする。

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

（協定に定める事項）

第 20 条 条例第 20 条第 2 項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項

- (4) 開館時間及び休館日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(雑則)

第 2 1 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 7 条から第 2 0 条までの規定及び次項の規定は、条例附則第 1 項第 2 号に規定する日から施行する。
- 2 条例附則第 3 項の規定により指定管理者が使用許可並びに出荷計画書の徴取、出荷調整の実施及び出荷者団体の届出の受付に関し必要な行為を行う場合における手続等は、第 4 条から第 1 4 条までの規定の例による。

様式第 1 号（第 4 条第 1 項関係）

熊本市物産館直売所使用許可申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

連絡先

熊本市物産館の直売所の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、使用に際しましては、熊本市物産館条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従うことを誓約します。

施設名	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
出荷物の区分 及び主な品目	<input type="checkbox"/> 農産物・水産物 <input type="checkbox"/> 加工食品 <input type="checkbox"/> その他の物品
その他	

※ 該当する区分の□にレ印を記入してください。

様式第 2 号（第 4 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

熊本市物産館直売所使用許可書

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

熊本市長 印

次のとおり熊本市物産館の直売所の使用を許可します。

なお、使用に際しましては、熊本市物産館条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従ってください。

施設名			
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで	
出荷物の区分 及び主な品目	<input type="checkbox"/> 農産物・水産物 <input type="checkbox"/> 加工食品 <input type="checkbox"/> その他の物品	(主な品目)	
許可条件			
備考			

※ 出荷物の区分の変更又は追加をしようとする場合は、熊本市物産館直売所使用許可変更申請書を提出してください。また、住所、氏名、連絡先等又は主な品目に変更があった場合は、遅滞なく、その旨を届け出てください。

様式第 3 号（第 5 条関係）

熊本市物産館直売所使用中止届

年 月 日

熊本市長（宛）

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

連絡先

年 月 日第 号をもって許可を受けた熊本市物産館の直売所の使用について、次の理由により取りやめますので、届け出ます。

（理由）

様式第 4 号（第 6 条第 1 項関係）

熊本市物産館直売所使用許可変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

連絡先

年 月 日第 号をもって許可を受けた熊本市物産館の直売所

の使用に係る出荷物の区分を変更したいので、次のとおり申請します。

施設名			
使用期間	年 月 日から		年 月 日まで
出荷物の区分 及び主な品目	変 更 前	<input type="checkbox"/> 農産物・水産物 <input type="checkbox"/> 加工食品 <input type="checkbox"/> その他の物品	(主な品目)
	変 更 後	<input type="checkbox"/> 農産物・水産物 <input type="checkbox"/> 加工食品 <input type="checkbox"/> その他の物品	
変更理由			
その他			

※ 該当する区分の□にレ印を記入してください。

様式第 5 号（第 6 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

熊本市物産館直売所使用変更許可書

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のあつた熊本市物産館の直売所の使用に係る出荷物の区分の変更について、次のとおり許可します。

施設名		
使用期間	年 月 日から	年 月 日まで
変更後の出荷物の区分及び主な品目	<input type="checkbox"/> 農産物・水産物 <input type="checkbox"/> 加工食品 <input type="checkbox"/> その他の物品	(主な品目)
許可条件		
備考		

様式第 6 号（第 7 条第 1 項関係）

熊本市物産館専用使用許可申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

連絡先

熊本市物産館の施設の専用使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、使用に際しましては、熊本市物産館条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従うことを誓約します。

施設名	
使用目的	
使用期間	年 月 日 時から 時まで
	年 月 日 時から 時まで
	年 月 日 時から 時まで
	年 月 日 時から 時まで
	年 月 日 時から 時まで
その他	

※ 引き続き 3 日を超える申請はできません。

様式第 7 号（第 7 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

熊本市物産館専用使用許可書

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

熊本市長 印

次のとおり熊本市物産館の施設の専用使用を許可します。

なお、使用に際しましては、熊本市物産館条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従ってください。

施設名	
使用期間	年 月 日 時から 時まで
	年 月 日 時から 時まで
	年 月 日 時から 時まで
	年 月 日 時から 時まで
	年 月 日 時から 時まで
許可条件	
備考	

様式第 8 号（第 10 条関係）

熊本市物産館専用使用中止届

年 月 日

熊本市長（宛）

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

連絡先

年 月 日第 号をもって許可を受けた熊本市物産館の施設の
専用使用について、次の理由により取りやめますので、届け出ます。

（理由）

様式第 9 号（第 11 条第 1 項関係）

熊本市物産館専用使用許可変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

連絡先

年 月 日第 号をもって許可を受けた熊本市物産館の施設の
専用使用の許可に係る事項を変更したいので、次のとおり申請します。

施設名				
使用期間	年 月 日	時から	時まで	
	年 月 日	時から	時まで	
変更する事項	<input type="checkbox"/> 使用期間	<input type="checkbox"/> 使用目的	<input type="checkbox"/> 使用施設	<input type="checkbox"/> その他
変更の内容	変 更 前			
	変 更 後			
変更理由				
備考				

※ 該当する事項の□にレ印を記入してください。

様式第 10 号（第 11 条第 3 項関係）

第 号
年 月 日

熊本市物産館専用使用変更許可書

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

熊本市長 印

年 月 日付けで申請のあつた熊本市物産館の施設の専用使用に係る
変更について、次のとおり許可します。

施設名	
使用期間	年 月 日 時から 時まで 年 月 日 時から 時まで
変更する事項	<input type="checkbox"/> 使用期間 <input type="checkbox"/> 使用目的 <input type="checkbox"/> 使用施設 <input type="checkbox"/> その他
変更後の内容	
許可条件	
備考	

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

熊本市物産館使用許可取消 (停止) 通知書

使用者 住所
氏名

[法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名]

熊本市長 印

年 月 日第 号をもって許可した熊本市物産館の使用について、次の理由により取消し (停止) することを通知します。

(理由)

(教示)

様式第 1 2 号 (第 1 4 条関係)

熊本市物産館出荷者団体登録届

年 月 日

熊本市長 (宛)

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

連絡先

熊本市物産館条例第 8 条及び同条例施行規則第 1 4 条の規定に基づき、次のとおり
関係書類を添えて届け出ます。

名称	
代表者	(住所) (氏名)
事務所の所在地	
連絡先	(事務所) (代表者)
備考	

※ 届出の際、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 当該出荷者団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類
- (2) 構成員たる出荷者の名簿
- (3) 当該出荷者団体を通じて持ち込まれる予定の出荷物の品目、数量、販売期間等を明らかにする書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

※ 届出の内容又は添付書類に変更があつた場合は、遅滞なく、市長に届け出てください。

様式第 13 号（第 15 条関係）

熊本市物産館施設毀損（滅失）届

年 月 日

熊本市長（宛）

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名〕

連絡先

熊本市物産館の施設等を次のとおり毀損（滅失）したので届け出ます。

つきましては、熊本市物産館条例第 14 条の規定に基づきご指示の方法によりその損害を賠償します。

毀損（滅失）した 日時	年 月 日 時 分
毀損（滅失）した 箇所又は物品	
毀損（滅失）した 内容又は程度	
処理状況	
備考	

※ 太枠内は、記入しないでください。

規則第6号

平成26年2月28日

熊本市物産館条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市物産館条例の一部の施行期日を定める規則

熊本市物産館条例（平成25年条例第77号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成26年9月1日とする。

規則第7号

平成26年2月28日

熊本市農林漁業振興資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸山政史

熊本市農林漁業振興資金貸付規則の一部を改正する規則

熊本市農林漁業振興資金貸付規則（昭和35年規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表水産資金の項中「200万円」を「500万円」に、「500万円」を「1,000万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市農林漁業振興資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定を受けることとなる貸付金から適用する。

規 則 第 8 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告書の添付書類)

第 2 条 省令第 5 条第 4 項（省令附則第 3 条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物の耐震診断（法第 2 条第 1 項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。）が技術指針事項（法第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項をいう。）に基づき行われたものであることを既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（以下「耐震判定委員会」という。）が証する書類（以下「耐震診断の評価書」という。）の写し
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び建物求積図
- (3) 建築物の耐震診断を行った建築士が耐震診断資格者（省令第 5 条第 1 項第 1 号に規定する耐震診断資格者をいう。以下同じ。）であることを証する書類の写し（以下「耐震診断資格者であることを証する書類」という。）

2 前項の規定にかかわらず、建築物が次に掲げるものである場合は、同項第 1 号及び第 3 号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 平成 25 年 11 月 24 日以前に自主耐震改修計画診断（耐震改修（法第 2 条第

2 項に規定する耐震改修をいう。以下同じ。) の計画に係る耐震診断であって、技術指針事項に基づき行われたものであることを耐震判定委員会が証していないものをいう。) に基づき耐震改修の工事を完了した建築物であって、当該自主耐震改修計画診断に係る診断書及び当該耐震改修の計画の実施内容が確認できる書類を市長に提出し、これらが技術指針事項に適合していると市長が認めたものの

- (2) 前号に掲げるもののほか、技術指針事項に適合する建築物と同等以上の地震に対する安全性を有することを市長が認めた建築物

(計画認定申請書の添付書類)

第 3 条 省令第 28 条第 2 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断資格者が作成した建築物の耐震改修の計画が法第 17 条第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを耐震判定委員会が証する書類の写し
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び建物求積図
- (3) 基礎伏図、床伏図、小屋伏図及び構造詳細図
- (4) 耐震改修の計画の作成者が耐震診断資格者であることを証する書類の写し

2 省令第 28 条第 2 項の規定による構造計算書の添付は、これを要しないものとする。

(建築物の地震に対する安全性に係る認定申請書の添付書類)

第 4 条 省令第 33 条第 1 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

ただし、同項第 1 号に規定する図書を添付する場合は、この限りでない。

- (1) 現況の調査報告書 (別記様式)
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び建物求積図

2 省令第 33 条第 1 項第 1 号に規定する図書を添付して建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項第 4 号に規定する建築物に係る申請 (法第 22 条第 1 項の規定による認定の申請をいう。以下この条において同じ。) をする場合において、耐震関係規定 (法第 5 条第 3 項第 1 号に規定する耐震関係規定をいう。) に適合することを証する書類として市長が認めるものが添付されたときは、省令第 33 条第 1 項第 1 号に規定する図書のうち、構造計算書の添付を要しないものとする。

3 省令第 33 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とす

る。

- (1) 耐震診断の評価書の写し
- (2) 現況の調査報告書
- (3) 付近見取図、配置図、平面図及び建物求積図
- (4) 基礎伏図、床伏図、小屋伏図及び構造詳細図
- (5) 耐震診断資格者であることを証する書類

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、耐震診断の評価書の写しの添付を省略することができる。

- (1) 階数が 2 以下の木造の住宅に係る申請において、技術指針事項に定める木造の建築物等に係る耐震診断の方法と同等以上の効力を有すると国土交通大臣が認めた方法によって耐震診断資格者が行った耐震診断の内容及び結果を明らかにする書類を添付した場合
- (2) 法第 3 条第 2 項の規定により建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための措置として本市が実施した事業のうち市長が定めるものを利用した者がする申請において、技術指針事項と同等以上の地震に対する安全性が確保された建築物であることの確認ができる書類として市長が認めるものを添付した場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、耐震診断資格者が作成した書類であつて市長が特に認めるものを添付した場合

5 省令第 3 3 条第 2 項第 1 号の規定による構造計算書の添付は、これを要しないものとする。

6 省令第 3 3 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 現況の調査報告書
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び建物求積図

7 第 1 項第 1 号、第 3 項第 2 号及び前項第 1 号に規定する現況の調査報告書は、申請に係る建築物を新築することとした場合にその設計をすることができる建築士（建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。）が作成しなければならないものとする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請書の添付書類）

第 5 条 省令第 3 7 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類

とする。

- (1) 耐震診断の評価書の写し
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び建物求積図
- (3) 基礎伏図、床伏図、小屋伏図及び構造詳細図
- (4) 耐震診断資格者であることを証する書類

2 省令第 37 条第 1 項の規定による同項第 2 号の構造計算書の添付は、これを要しないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第 4 条関係）

現況の調査報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

建築主 住 所
氏 名 印
電話番号

調査者 氏 名 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 22 条第 1 項による申請を行うに当たり、申請建築物の現況を調査し、その現況につき、次の申請区分に従い、適切に建築、耐震改修及び維持管理が行われていることを確認しましたので、報告いたします。なお、この調査報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請区分】

- 省令第 33 条第 1 項第 2 号申請
 省令第 33 条第 2 項第 1 号申請
 省令第 33 条第 2 項第 2 号申請

1 建築物概要	①敷地の地名地番			
	②主要用途		③構造	
2 建築確認及び完了検査の履歴	①建築確認番号・日付	<input type="checkbox"/> 有り（第 号： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無し		
	②完了検査番号・日付	<input type="checkbox"/> 有り（第 号： 年 月 日） <input type="checkbox"/> 無し		
	③検査済証を受けた以後の耐震関係規定の変更の有無	<input type="checkbox"/> 有り（ ） <input type="checkbox"/> 無し		
3 調査者	①資格	（ ）建築士 （ ）登録 第 号		
	②氏名			
	③省令第 5 条第 1 項の耐震診断資格者に関する内容	実施機関名 : 講習名 : 修了書番号・日付 :		
	④建築士事務所名	（ ）建築士事務所 （ ）知事登録 第 号		
	⑤事務所所在地			
	⑥電話番号			
4 調査結果概要	①耐震改修工事を実施した場合	<input type="checkbox"/> 改修計画のとおりにより工事が実施されていることを確認した。		
	②既存部分の劣化状況	<input type="checkbox"/> 耐震関係規定に影響がある著しい劣化は見られないことを確認した。		
	③増改築等の履歴	<input type="checkbox"/> 建築基準法及び関係規定に適合しない増改築が実施されていないことを確認した。		
5 備考				

※ 該当する□にレ印を付すこと。

規 則 第 9 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市営住宅条例施行規則（平成 10 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 (2) 北区の表楠の部 2 C-1 の項、2 C-2 の項及び 2 C-3 の項を削り、同部に次のように加える。

19 棟	熊本市北区楠 1 丁目 21 番 2 号	耐火 5 階	1	35	24	平 25 年 12 月 1 日
20 棟	熊本市北区楠 1 丁目 21 番 1 号	耐火 5 階	1	35	24	平 26 年 3 月 1 日

別表第 1 (2) 北区の表豊田の部 6 棟の項及び 7 棟の項を削り、同部に次のように加える。

I 棟	熊本市北区植木町豊田 548 番地 1	耐火 2 階	1	6	24	平 26 年 3 月 1 日
-----	---------------------	--------	---	---	----	----------------

別表第 1 (4) 南区の表廻江の部を次のように改める。

廻江	1 棟	熊本市南区富合町廻江 761 番地	耐火 3 階	1	30	24	平 25 年 12 月 1 日
----	-----	-------------------	--------	---	----	----	-----------------

附 則

- この規則は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 (2) 北区の表楠の部に次のように加える改正規定（19 棟の項を加える部分に限る。）及び別表第 1 (4) 南区の表廻江の部の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の別表第 1 (2) 北区の表楠の部 19 棟の項及び別表第 1 (4) 南区の表廻江の部の規定は、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。

訓 令

訓 令 第 1 号

平成26年2月28日

熊本市職員表彰に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市職員表彰に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市職員表彰に関する訓令（昭和24年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条第1項中「職員」の次に「(常勤の特別職の職員（市長を除く。）及び熊本市職員定数条例（昭和24年告示第122号）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項及び第3項を削る。

第8条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条中「この」を「この訓令に定めるもののほか、この」に改め、同条を第9条とする。

第7条に見出しとして「(記録及び公告)」を付し、同条中「熊本市公報に登載し」を削り、「記録する」を「記録するとともに、第2条第4号の事由に係るものを除き、公告するものとする」に改め、同条を第8条とする。

第6条に見出しとして「(表彰の取消し)」を付し、同条中「、次」を「次」に改め、同条第1号中「発見した」を「した」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「各課長又はかい長」を「各課かいの長」に、「で第1条第3項各号に該当するもの」を「が第2条各号のいずれかに該当する」に改め、同条を第5条とし、同条の前に見出しとして「(表彰の内申)」を付する。

第3条に見出しとして「(永年勤続者の表彰)」を付し、同条第1項中「第1条第3項第4号」を「第2条第4号の事由」に、「次」を「、次」に改め、同条を第4条とする。

第 2 条に見出しとして「(表彰の方法)」を付し、同条中「表彰状」を「、表彰状」に、「次」を「、次」に改め、同条第 4 号中「定める」を「掲げる」に改め、同条を第 3 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(表彰の事由)

第 2 条 職員で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、市長は、これを表彰する。

- (1) 市の事務又は事業に関して有効な発明考案をなし、その方法の改善、能率の増進、成績の向上等に功績があった者
- (2) 業務上危害の発生を未然に防止し、又は非常災害等に当たり有効適切な措置をとり、災害防止上特別の功績があった者
- (3) 特に有害若しくは危険な職務又は特に辛勞の多い職務に従事し、多年精励した者
- (4) 満 20 年以上勤続し、成績優良な者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市政に関して功労が特に顕著な者

附則第 3 項中「勤務年数」を「勤続年数」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

- 4 平成 26 年 4 月 1 日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものの勤続年数は、その者の本市の職員以外の地方公務員としての引き続いた勤続年数を本市の職員としての勤続年数とみなし、これを通算する。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

告示第 78 号

平成 26 年 2 月 17 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービス の種類
4370110 233	あいわ訪問介護ステーション・水前寺 熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号 奥村ビル 2 階	株式会社光西 熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号 奥村ビル 代表取締役 西村 光昭	平成 26 年 3 月 1 日	訪問介護
4370110 233	あいわ訪問介護ステーション・水前寺 熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号 奥村ビル 2 階	株式会社光西 熊本市中央区水前寺一丁目 10 番 1 号 奥村ビル 代表取締役 西村 光昭	平成 26 年 3 月 1 日	介護予防 訪問介護

告示第 79 号

平成 26 年 2 月 17 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 26 年 1 月 23 日 庄口公園、南熊本駅前自転車駐車場、白山交差点
- イ 平成 26 年 1 月 24 日 銀座通りエリア、新市街エリア、並木坂エリア
- ウ 平成 26 年 1 月 27 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、東区
戸島西一丁目 6
- エ 平成 26 年 1 月 28 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島
エリア、南区川尻四丁目 1
- オ 平成 26 年 1 月 29 日 健軍ピアクレス、健軍駐輪場、健軍変電所前駐輪場、中央区新大江
二丁目 27
- カ 平成 26 年 1 月 30 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、並木坂エリア
- キ 平成 26 年 1 月 31 日 新市街エリア
- ク 平成 26 年 2 月 3 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エ
リア、水道町エリア、南区富合町志々水 116-1、並木坂エリア
- ケ 平成 26 年 2 月 4 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エ
リア、西区田崎一丁目 4、並木坂エリア
- コ 平成 26 年 2 月 5 日 南区八分字町 10
- サ 平成 26 年 2 月 6 日 手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリ
ア
- シ 平成 26 年 2 月 10 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島

エリア、中央区水前寺公園4、東区下南部三丁目6、並木坂エリア
 ス 平成26年2月12日 銀座通りエリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、東区
 長嶺南一丁目3

- (2) 保管の場所 平成自転車保管所
 (3) 保管の期間 平成26年5月19日まで
- 2 移動・保管台数
 自転車 169台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
 月曜日から土曜日まで
 午前10時から午後4時30分まで
 日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
 自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
 平成自転車保管所（電話 096-364-3910）
 熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 8 0 号

平成26年2月18日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第2項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
2月1日	はり札等	12	土河原・本山	2月2日
	立看板等	12	上代	
2月3日	はり札等	5	長嶺・野口・小峯	2月4日
2月4日	はり札等	2	戸島・上南部	2月5日
2月7日	はり札等	1	八景水谷	2月8日
2月8日	はり札等	14	島町・薄場・野中・春日	2月9日
2月10日	はり札等	11	龍田陳内・上南部	2月11日
	立看板等	10	長嶺	

2月15日	はり札等	29	二本木・田崎・城山上代	2月16日
	立看板等	1	野口	
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 8 1 号

平成 26 年 2 月 18 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 26 年 2 月 18 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 175 台

告示第 8 2 号

平成 26 年 2 月 20 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 96 条の規定に基づく公売通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

告示第 8 3 号

平成 26 年 2 月 20 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、手数料及び販売収入の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 受託者
熊本市中央区神水一丁目 38-10
株式会社 総合プラント
代表取締役 三嶋 一秀
- 2 委託期間
平成 26 年 2 月 19 日から平成 26 年 4 月 4 日まで
- 3 委託する歳入の種類
熊本市優待証（さくらカード）交付手数料
おでかけ乗車券販売収入
おでかけパス券販売収入

告 示 第 8 6 号

平成 26 年 2 月 25 日

平成 25 年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 督促状送達の効力の発生日

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日

2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

- (1) 市県民税（普通徴収） 9 件
- (2) 市県民税（特別徴収） 20 件
- (3) 固定資産税 455 件

告 示 第 8 7 号

平成 26 年 2 月 26 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 82 条の規定に基づく交付要求通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

1 人

告 示 第 8 8 号

平成 26 年 2 月 26 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定を更新したので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	指定(更新) 日	サービスの種類
437010 1943	介護付き有料老人ホーム ローズヴィラマツモト 熊本市南区野田二丁目 31 番 6 号	有限会社 シニアマツモト 熊本市南区野田二丁目 31 番 6 号 代表取締役 松本 直哉	平成 26 年 4 月 1 日	短期入所生活介護
437010 1943	介護付き有料老人ホーム ローズヴィラマツモト 熊本市南区野田二丁目 31 番 6 号	有限会社 シニアマツモト 熊本市南区野田二丁目 31 番 6 号 代表取締役 松本 直哉	平成 26 年 4 月 1 日	特定施設入居者生活介護
431012 0656	医療法人社団 仁風会 比企病院 熊本市東区尾ノ上三丁目 1 番 34 号	医療法人社団 仁風会 熊本市東区尾ノ上三丁目 1 番 34 号 理事長 比企 裕	平成 26 年 4 月 1 日	短期入所療養介護

告 示 第 8 9 号

平成 26 年 2 月 26 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種 類
437011 0241	訪問介護 ちょうちょ くるみの森 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号	アースウェル株式会社 福岡県福岡市南区筑紫丘一丁目 23番9号 代表取締役 大久保 正幸	平成26年 3月1日	訪問介護
437011 0241	訪問介護 ちょうちょ くるみの森 熊本市東区渡鹿八丁目1番70号	アースウェル株式会社 福岡県福岡市南区筑紫丘一丁目 23番9号 代表取締役 大久保 正幸	平成26年 3月1日	介護予防訪問 介護

告 示 第 9 0 号

平成 26 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
クローバー訪問介護事業所 熊本市北区植木町大和 87-6 株式会社 あらきの家 代表取締役 西島 幸子	訪問介護・介護予防訪問 介護	平成 26 年 1 月 20 日
小規模多機能ホーム 田原ふれあいの家 熊本市北区植木町鞍掛 1791 番地 有限会社田原坂愛の会 代表取締役 内田 和朋	小規模多機能型居宅介 護・介護予防小規模多機能 型居宅介護	平成 26 年 1 月 20 日
シモカワ薬局下通店 熊本市中央区安政町 1 番 27 号 株式会社下川薬局 代表取締役 下川 泰	居宅療養管理指導・介護予 防居宅療養管理指導	平成 26 年 2 月 7 日
シモカワ江津調剤薬局 熊本市東区江津一丁目 1-5 株式会社下川薬局 代表取締役 下川 泰	介護予防居宅療養管理指 導	平成 26 年 2 月 7 日
小規模多機能型居宅介護 和の郷 熊本市西区中原町 504 番地 有限会社 モトム総合企画 代表取締役 白井 清	小規模多機能型居宅介 護・介護予防小規模多機能 型居宅介護	平成 26 年 2 月 7 日

告 示 第 9 1 号

平成 26 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：熊本パール総合歯科クリニック健軍院 所在地：熊本市東区健軍三丁目 24 番 22 号 開設者：医療法人社団エステティックライン 熊本市東区健軍三丁目 24 番 22 号 理事長 前田 明浩	平成 25 年 10 月 29 日	名称変更
旧	介護機関名称：パール歯科・矯正歯科クリニック 所在地：熊本市東区健軍三丁目 24 番 22 号 開設者：医療法人社団エステティックライン 熊本市東区健軍三丁目 24 番 22 号 理事長 前田 明浩		
新	介護機関名称：特別養護老人ホーム白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2493 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目 22 番地 4 理事長 吉良 朋広	平成 26 年 1 月 6 日	その他変更
旧	介護機関名称：特別養護老人ホーム白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2493 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本市東区小山町 2493 番地 理事長 吉良 朋広		
新	介護機関名称：短期入所生活介護事業所白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2493 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目 22 番地 4 理事長 吉良 朋広	平成 26 年 1 月 6 日	その他変更
旧	介護機関名称：短期入所生活介護事業所白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2493 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本市東区小山町 2493 番地 理事長 吉良 朋広		
新	介護機関名称：認知症対応型通所介護事業所白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2493 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目 22 番地 4 理事長 吉良 朋広	平成 26 年 1 月 6 日	その他変更
旧	介護機関名称：認知症対応型通所介護事業所白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2493 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本市東区小山町 2493 番地		

	理事長 吉良 朋広		
新	介護機関名称：白川の里居宅介護支援事業所 所在地：熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目 2 2 番地 4 理事長 吉良 朋広	平成 2 6 年 1 月 6 日	その他変更
旧	介護機関名称：白川の里居宅介護支援事業所 所在地：熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 理事長 吉良 朋広		
新	介護機関名称：通所介護事業所白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目 2 2 番地 4 理事長 吉良 朋広	平成 2 6 年 1 月 6 日	その他変更
旧	介護機関名称：通所介護事業所白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 理事長 吉良 朋広		
新	介護機関名称：訪問介護事業所白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本県菊池郡大津町美咲野三丁目 2 2 番地 4 理事長 吉良 朋広	平成 2 6 年 1 月 6 日	その他変更
旧	介護機関名称：訪問介護事業所白川の里 所在地：熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 開設者：社会福祉法人 白川園 熊本市東区小山町 2 4 9 3 番地 理事長 吉良 朋広		
新	介護機関名称：指定通所介護昭孝園東部ステーション 所在地：熊本市東区保田窪四丁目 1 4 番 3 3 号 開設者：有限会社健康福祉社アフティアル 熊本市中央区黒髪一丁目 2 番 1 9 号 代表取締役 柿木 孝哉	平成 2 4 年 1 1 月 5 日	所在地変更
旧	介護機関名称：指定通所介護昭孝園東部ステーション 所在地：熊本市東区若葉二丁目 9 - 1 8 開設者：有限会社健康福祉社アフティアル 熊本市中央区黒髪一丁目 2 番 1 9 号 代表取締役 柿木 孝哉		

新	介護機関名称：笑顔ホーム水前寺 所在地：熊本市中央区水前寺六丁目 3 1-17 開設者：株式会社 ウェルケア九州 熊本市中央区水前寺六丁目 3 1-27 代表取締役 奥村 悦子	平成 26 年 2 月 1 日	名称・所在地変更
旧	介護機関名称：えがおホーム水前寺 所在地：熊本市中央区水前寺六丁目 3 1-17 開設者：株式会社 ウェルケア九州 熊本市中央区水前寺六丁目 3 1-27 代表取締役 長井 悦子		
新	介護機関名称：朝日野訪問看護ステーション 所在地：熊本市北区室園町 1 2 番 10 号 開設者：医療法人 朝日野会 熊本市北区室園町 1 2 番 10 号 理事長 清水 安全	平成 25 年 7 月 1 日	所在地変更
旧	介護機関名称：朝日野訪問看護ステーション 所在地：熊本市北区室園町 4 0 7 番地 1 コーポ五光 1 0 1 号室 開設者：医療法人 朝日野会 熊本市北区室園町 1 2 番 10 号 理事長 清水 安全		
新	介護機関名称：ライフサポートシルキー 所在地：熊本市中央区小沢町 3 8 番 開設者：株式会社シルキー 熊本市中央区小沢町 3 8 番 代表取締役 亀頭 隆行	平成 26 年 1 月 1 6 日	その他変更
旧	介護機関名称：ライフサポートシルキー 所在地：熊本市中央区小沢町 3 8 番 開設者：株式会社シルキー 熊本市中央区小沢町 3 8 番 代表取締役 江崎 恵美子		

告 示 第 9 2 号

平成 26 年 2 月 2 7 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・申請者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
きさぬきクリニック 熊本市中央区本荘町 7 2 0-3 木佐貫 浩一	内科・糖尿病内 科・代謝内科	平成 25 年 1 月 1 日

吉住眼科医院 熊本市中央区水前寺公園 5-40 吉住 眞	眼科	平成 26 年 1 月 1 日
にした整形外科 熊本市東区下江津三丁目 15-5 医療法人西田会 理事長 西田 公明	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科	平成 26 年 1 月 1 日
(薬局)		
DI 薬局水前寺店 熊本市中央区出水一丁目 4-39 株式会社ネイバーズ 代表取締役 松田 秀一	薬局	平成 26 年 1 月 1 日
タケシタ調剤薬局 新屋敷店 熊本市中央区新屋敷一丁目 17-39 タケシタ調剤薬局株式会社 代表取締役 竹下 勇二	薬局	平成 26 年 2 月 1 日
(柔道整復)		
おはな整骨院 丸目 祥子 熊本市中央区帯山七丁目 18-79 協同組合 日本柔整総研 代表理事 成清 圭吾	柔道整復	平成 26 年 1 月 20 日
(あん摩・マッサージ)		
マッサージケアセンター ひかり 山田 由紀 熊本市東区花立三丁目 34 番 13-102 号 草野 麻美	あん摩・マッサージ	平成 26 年 2 月 10 日
在宅マッサージ 熊本療養サポート 清田 茜 熊本市中央区新屋敷一丁目 20-20 新屋敷 シャトーハイツ 1F 清田 茜	あん摩・マッサージ	平成 26 年 2 月 14 日
(はり・灸)		
マッサージケアセンター ひかり 山田 由紀 熊本市東区花立三丁目 34 番 13-102 号 草野 麻美	はり・灸	平成 26 年 2 月 10 日

告 示 第 9 3 号

平成 26 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名（住所）		変更年月日	変更事由
(医科)			
新	松本外科内科医院 熊本市中央区新市街 12-5 医療法人社団 松本外科医院 理事長 松本 孝嗣	平成 25 年 11 月 25 日	名称変更
旧	松本外科医院		

	熊本市中央区新市街 1 2 - 5 医療法人社団 松本外科医院 理事長 松本 孝嗣		
(歯科)			
新	熊本パール総合歯科クリニック健軍院 熊本市東区健軍三丁目 2 4 - 2 2 医療法人社団エステティックライン 理事長 前田 明浩	平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日	名称変更
旧	パール歯科・矯正歯科クリニック 熊本市東区健軍三丁目 2 4 - 2 2 医療法人社団エステティックライン 理事長 前田 明浩		
(薬局)			
新	古山薬局 熊本市中央区九品寺六丁目 1 - 2 5 有限会社健康調剤センター 代表取締役 渡邊 哲也	平成 2 6 年 1 月 2 0 日	代表者変更
旧	古山薬局 熊本市中央区九品寺六丁目 1 - 2 5 有限会社健康調剤センター 代表取締役 古山 誠		
新	くまなん調剤薬局 熊本市中央区萩原町 1 7 - 2 1 有限会社くまなん調剤薬局 代表取締役 福永 敬子	平成 2 6 年 1 月 1 7 日	代表者姓変更
旧	くまなん調剤薬局 熊本市中央区萩原町 1 7 - 2 1 有限会社くまなん調剤薬局 代表取締役 上野 敬子		
施術所 (者) 名称・所在地・代表者等氏名		変更年月日	変更事由
(柔道整復)			
新	整骨院ZENはません院 北九州市小倉北区堺町一丁目 2 - 1 6 メディカルネットサービスKS株式会社 代表取締役 勝山 大輔	平成 2 6 年 1 月 1 日	開設者・所在地変更
旧	整骨院ZENはません院 北九州市小倉北区魚町三丁目 4 - 5 メディカルネットサービス株式会社 代表取締役 水嶋 昭彦		
(あん摩・マッサージ)			
新	はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目 6 番 1 1 0 - 3 0 3 号 レ セーナ 藤田 聡	平成 2 6 年 1 月 1 7 日	所在地変更

旧	はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区龍田五丁目 10 番 53-103 号 エクセ レントユウ 藤田 聡		
新	鍼灸マッサージ山田治療院 山田 光章 熊本市東区東野一丁目 15 番 18-204 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	平成 26 年 1 月 31 日	所在地変更
旧	鍼灸マッサージ山田治療院 山田 光章 熊本市東区東野一丁目 3-139 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中		
(はり・灸)			
新	はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目 6 番 110-303 号 レ セーナ 藤田 聡	平成 26 年 1 月 17 日	所在地変更
旧	はあと在宅マッサージ 藤田 聡 熊本市北区龍田五丁目 10 番 53-103 号 エクセ レントユウ 藤田 聡		
新	鍼灸マッサージ山田治療院 山田 光章 熊本市東区東野一丁目 15 番 18-204 号 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中	平成 26 年 1 月 31 日	所在地変更
旧	鍼灸マッサージ山田治療院 山田 光章 熊本市東区東野一丁目 3-139 熊本市保険按摩鍼灸師会 会長 島田 中		

告 示 第 9 4 号

平成 26 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
シャワー通り きさぬきクリニック 熊本市中央区下通二丁目 5-19 Mビル 2F 木佐貫 浩一	平成 25 年 10 月 31 日
吉住眼科医院 熊本市中央区水前寺公園 5-38 吉住 眞	平成 25 年 12 月 31 日

にした整形外科 熊本市東区下江津三丁目 15-5 西田 公明	平成 25 年 12 月 31 日
(歯科)	
くすのき子供歯科 熊本市北区楠二丁目 1-40 野田ビル 1F 逢坂 亘彦	平成 25 年 9 月 8 日
(薬局)	
DI 薬局水前寺店 熊本市中央区出水一丁目 4-39 株式会社 ディスク 代表取締役 植野 治良	平成 25 年 12 月 31 日
あおい薬局 熊大店 熊本市中央区九品寺一丁目 18-14 有限会社あおい薬局 代表取締役 松岡 由理	平成 26 年 1 月 31 日

告 示 第 9 5 号
平成 26 年 2 月 27 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 3 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
(歯科)	
片岡歯科医院 熊本市中央区呉服町 2-3 片岡 淳吉	平成 26 年 2 月 28 日

告 示 第 9 6 号
平成 26 年 2 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
437010 6280	ホスピタ福祉用具 熊本市南区御幸笛田七丁目 13番21号	株式会社桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1番1号 代表取締役 梶 正登	平成 26 年 3 月 1 日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販 売

告 示 第 9 7 号
平成 26 年 2 月 27 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370110 258	デイサービス サンフラワー 熊本市南区城南町隈庄422番地	合同会社サンスマイル 熊本市南区野田三丁目3番5号 代表社員 松本 由美	平成26年 3月1日	通所介護
4370110 258	デイサービス サンフラワー 熊本市南区城南町隈庄422番地	合同会社サンスマイル 熊本市南区野田三丁目3番5号 代表社員 松本 由美	平成26年 3月1日	介護予防通所 介護

告 示 第 9 8 号

平成 26 年 2 月 28 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 131 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 9 9 号

平成 26 年 2 月 28 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4390101 428	小規模多機能型居宅介護施設 もねろ 熊本市南区富合町菰江245番地	特定非営利活動法人 後藤会 熊本市南区富合町菰江245番地 理事長 村松 時夫	平成26年 3月1日	小規模多機能型居宅 介護
4390101 428	小規模多機能型居宅介護施設 もねろ 熊本市南区富合町菰江245番地	特定非営利活動法人 後藤会 熊本市南区富合町菰江245番地 理事長 村松 時夫	平成26年 3月1日	介護予防小規模多機 能型居宅介護

告示第 100 号

平成 26 年 2 月 28 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅 員 (m)	延 長 (m)
10-734	龍田陳内 2 丁目第 4 号 線	北区龍田陳内二丁目 106 番 2 地先から 北区龍田陳内二丁目 107 番地先まで	旧	11.0 ～ 23.5	63.7
		北区龍田陳内二丁目 106 番 2 地先から 北区龍田陳内二丁目 107 番地先まで	新	5.0 ～ 11.5	63.7

告示第 101 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 26 年 2 月 13 日 新水前寺駅東高架下駐輪場

イ 平成 26 年 2 月 14 日 銀座橋際自転車駐車場、手取エリア、上通りエリア、上通自転車駐輪場、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア

ウ 平成 26 年 2 月 17 日 銀座通りエリア、市庁舎北側駐輪場、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア

エ 平成 26 年 2 月 18 日 新水前寺駅西高架下駐輪場

オ 平成 26 年 2 月 19 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア

カ 平成 26 年 2 月 21 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、中央区九品寺三丁目 1、並木坂エリア

キ 平成 26 年 2 月 24 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、中央区水前寺交番、東区御領二丁目 26、東区東野二丁目 6、並木坂エリア

ク 平成 26 年 2 月 26 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 26 年 5 月 30 日まで

2 移動・保管台数

自転車 181 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第2自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

公 告

公告第126号

平成26年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町廻江字江端631番1、645番2

4,063.34平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区馬渡二丁目12番36号

株式会社 サンタ不動産

代表取締役 丸本 文紀

公告第127号

平成26年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区刈草三丁目378番9、427番、428番、429番、430番、431番、43

2番、433番、434番、426番の一部及び水路

4,652.26平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区薄場一丁目15番16号

株式会社 アリストホーム

代表取締役 西村 聖尚

公告第128号

平成26年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区飛田一丁目 6 4 9 番の一部、6 5 0 番 3、6 5 1 番 5、飛田二丁目 8 1 8 番及び里道 3、4 7 9. 4 1 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公 告 第 1 2 9 号

平成 2 6 年 2 月 1 8 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山半田二丁目 4 0 番
4 1 1. 4 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区域山半田二丁目 2 番 2 - 1 0 3 号 半田団地 2 棟 1 0 3 号
岩崎 駿介
岩崎 珠美

公 告 第 1 3 0 号

平成 2 6 年 2 月 1 8 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条の規定により、差押財産の公売を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 公売財産の種類
不動産
- 2 見積価額及び公売保証金
 - (1) 売却区分 1 号 見積価額 1 2, 5 0 0, 0 0 0 円
公売保証金 1, 2 5 0, 0 0 0 円

- 3 公売物件

- (1) 売却区分 1 号

- ア 不動産の表示

- (土地の表示)

所在 熊本市南区良町四丁目

地番 2 9 7 番 1

地目 宅地

地積 5 0 0. 2 7 m²

※ 地籍は公簿表示によるが、隣地との境界未確定部分あり。

- (土地の表示)

所在 熊本市南区良町四丁目

地番 3 0 0 番 1

地目 田

地積 1 9 7. 0 0 m²

※ 地籍は公簿表示によるが、隣地との境界未確定部分あり。

- イ 公売財産の概要

- (7) 対象物件は、熊本市南区の県道熊本浜線（通称：旧浜線）を中心とし、県道沿いに住宅、

店舗、共同住宅、事業所等が混在している地域に存する。地域は熊本市中心部から離れているものの、JR豊肥本線「南熊本」駅から約3.7km、「良町」バス停まで至近、田迎南小学校まで約700m、郵便局まで約600m、日用品店舗まで約40mと生活利便施設まで徒歩で10分以内と、利便性は比較的良好である。

- (イ) 対象物件は、平成9年に現所有者へ所有権移転、この間の使用状況は不明。平成24年12月4日、熊本市にて公売執行、同10日売却決定。平成25年2月19日、対象物件の整地等工事中、行旅死亡人の発見。このことにより売却決定は取消。以降、管理・整備等行われておらず、樹木や竹林が隣接地にはみ出した状態である。また、敷地内の西寄り部分に約50m程度の建物（木造亜鉛トタン葺平屋建住宅）が存在するも撤去作業中断により半壊状態。現在は、管理等なく、所有者についても所在不明。

その他、建物付近に古井戸若しくは浸透枘の跡と思われるものもあり。また、敷地の南西部分に、株式会社九州電力の電柱（1本）あり。北側及び東側隣地との間にはブロック塀やフェンスで仕切られているが、南側隣地に境界を示すものはなく、対象物件2筆の境界を示すものもなし。なお、新たな建物の建築については、確認を要する。

※行旅死亡人発見の詳細については、平成25年6月11日火曜日官報（号外第120号）、行旅死亡人を参照。

形状 ほぼ長方形
 間口・奥行 間口：約20m、奥行：約36m
 接面道路 西側、幅員約10m～12.5m県道熊本浜線に接面
 利用状況 長期間、管理・整備等はなかったものと思われる
 供給処理施設 水道・下水道の引き込み可、なお、汚水枘の設置等に当たっては受益者負担金が必要都市ガスについては、供給区域外

ウ 法的規制と利用状況

- (ア) 法的規制 市街化区域 西側：道路境界線より30m以内
 第2種中高層住居専用地域
 建ぺい率：60%、容積率：200%
 東側：道路境界線より30m以上
 第1種中高層住居専用地域
 建ぺい率：60%、容積率：150%
- (イ) その他 建築物については、朽廃につき利用不可能、また、敷地内は伐採・根伐・整地等要する。
 電柱（1本）については、株式会社九州電力との協議等必要。
 対象物件の一部に農地が含まれるため、入札・所有権移転・地目変更等の際には、買受適格証明書を必要とする
 ※買受適格証明書は、熊本市農業委員会南区分室にて発行。

エ その他

- (ア) 面積は公簿表示によるが、隣地との境界については未確認。
 (イ) 現況渡しとする。
 (ウ) 非課税財産である。
 (エ) 公売財産上の動産等については、原則、所有者との協議。
 (オ) 農地地目の場合、権利移動等については農地法の許可が必要。
 (カ) 熊本市は、公売財産の瑕疵担保責任を負わない。

4 公売方法 入札

5 公売日時

入札 平成26年3月13日（木）
 午前10時40分から10時50分まで

開札 平成 26 年 3 月 13 日 (木)

午前 10 時 51 分

6 公売場所 熊本市役所 14 階大ホール

7 売却決定日時及び場所

日時 平成 26 年 3 月 20 日 (木) 午前 10 時

場所 熊本市役所 財政局 納税課

8 買受代金の納付期限

平成 26 年 3 月 20 日 (木) 午後 2 時

(但し、地方税法第 19 条の 7 第 1 項ただし書、その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く)

9 買受人についての資格その他の要件

国税徴収法第 9 条及び第 108 条第 1 項該当者は買受人となることはできない。

10 その他の公売要件

- (1) 入札に参加する者は、入札前に公売保証金を納付すること。
- (2) 公売保証金及び買付代金は、現金又は小切手(銀行が振出したもので、かつ、熊本手形交換所管内で振出日から起算して 5 日を経過していないものに限る)でなければ納付できない。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行う。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用する。
- (5) 入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を実施する場合がある。
- (6) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受人代金納付後であっても、取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (7) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があった時とする。従って取得後の棄損、焼失等による損害の負担は買受人が負うものとする。
- (8) 権利移転に伴う費用(権利移転登記の登録免許税等)は買受人の負担とする(登録免許税法による)。
- (9) 公売広報を必要とする場合は、熊本市納税課特別滞納対策室に申し出ること。
- (10) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。

11 配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市納税課まで申し出ること。

公 告 第 1 3 8 号

平成 26 年 2 月 20 日

熊本市工事請負代金債権の譲渡承諾に関する事務取扱要領の一部を改正する要領を公告する。

熊本市長 幸山政史

熊本市工事請負代金債権の譲渡承諾に関する事務取扱要領の一部を改正する要領

熊本市工事請負代金債権の譲渡承諾に関する事務取扱要領(平成 21 年告示第 122 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「取扱は平成 26 年 3 月末日」を「取扱い又は「地域建設業経営強化融資制度」について(平成 20 年 10 月 17 日付け国総建第 197 号、国総建整第 154 号)が効力を失う」に改める。

附 則

この要領は、平成 26 年 2 月 20 日から施行する。

公 告 第 1 4 3 号

平成 26 年 2 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町藤山字戸六川 1019 番 1
375.80 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町塚原 1876 番地 7 グリーンヤード 102
木村 友樹

公 告 第 1 4 4 号

平成 26 年 2 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区佐土原二丁目 508 番 1、508 番 2
1136.22 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目 8 番 55 号
株式会社 アネシス
代表取締役 加藤 龍也

公 告 第 1 4 5 号

平成 26 年 2 月 21 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島三丁目 3843 番 2、3843 番 4
1163.47 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区保田窪本町 4 番 32 号
有限会社 クリエイト
代表取締役 原本 栄興

公 告 第 1 5 6 号

平成 26 年 2 月 24 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区飛田三丁目 372 番 1 の一部
724.48 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区山室二丁目6番20号
株式会社 リューショーコーポレーション
代表取締役 森山 隆一

公 告 第 1 5 7 号

平成26年2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町榎津字中屋敷1147番12
315.87平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区富合町古閑925番地 302
山本 樹慶

公 告 第 1 5 8 号

平成26年2月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町舞原字東195番22
495.86平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町舞原195番地7
久原 英司

公 告 第 1 6 3 号

平成26年2月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区画図町大字下無田字廣江1568番1、1568番3
383.54平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区画図町東二丁目1番29号 アビーロードB-201
堀川 貴臣

公 告 第 1 6 5 号

平成26年2月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）法第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画第一種市街地再開発事業 (桜町地区第一種市街地再開発事業)
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区桜町
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
東区役所総務企画課
西区役所総務企画課
南区役所総務企画課
北区役所総務企画課
- 4 縦覧期間
平成26年2月27日から平成26年3月13日まで

公 告 第 1 6 6 号

平成26年2月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類及び名称
熊本都市計画高度利用地区 (桜町地区)
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市中央区桜町
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課
東区役所総務企画課
西区役所総務企画課
南区役所総務企画課
北区役所総務企画課
- 4 縦覧期間
平成26年2月27日から平成26年3月13日まで

公 告 第 1 6 7 号

平成26年2月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民並びに利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本市に意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類及び名称

熊本都市計画自動車ターミナル (熊本交通センターバスターミナル)

2 都市計画の変更に係る土地の区域

熊本市中央区桜町

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本市都市建設局都市政策課

東区役所総務企画課

西区役所総務企画課

南区役所総務企画課

北区役所総務企画課

4 縦覧期間

平成 26 年 2 月 27 日から平成 26 年 3 月 13 日まで

公 告 第 1 8 5 号

平成 26 年 2 月 28 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 12 条第 1 項の規定により平成 25 年 8 月 26 日付け公告第 626 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項の規定において準用する同法第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 26 年 3 月 27 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸山政史

1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間

自 平成 26 年 2 月 28 日

至 平成 26 年 3 月 27 日

2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市北区役所農業振興課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること

(3) 意見書の提出期限 平成 26 年 4 月 11 日

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 1 8 7 号

平成 26 年 2 月 28 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区武蔵ヶ丘九丁目 1 6 3 1 番 1
4, 4 7 3. 3 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区大博町 2 番 7 号
作州商事 株式会社
代表取締役 樺島 敏幸

東 区東 区 告 示 第 3 号
平成 2 6 年 2 月 1 7 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 2 月 1 0 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

西 区西 区 告 示 第 1 号
平成 2 6 年 2 月 1 9 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 2 月 1 0 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

北 区北 区 告 示 第 1 号
平成 2 6 年 2 月 2 0 日

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 2 6 年 2 月 1 0 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

上 下 水 道 局上下水道局規程第 1 号
平成 2 6 年 2 月 2 1 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（昭和 42 年水道局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、退職手当」を「及び退職手当」に、「支払い」を「支給」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第 3 条第 1 項中「すべて」を「全て」に、「、前条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、「規定する」の次に「職務の」を加え、同条第 2 項中「給料月額は、」の次に「その者に適用される」を加え、「欄」を「項」に改める。

第 4 条第 2 項中「管理者の」を「管理者が」に改め、同条第 5 項中「特定管理職員」を「上下水道事業事務・技術職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの（以下「特定管理職員」という。）」に、「「2 号給」を「、」に改める。

第 5 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（給与の支給）」を付し、同条第 1 項ただし書中「就業規程第 21 条に規定する日（以下「祝日法による休日」という）を「祝日法による休日（就業規程第 19 条の 2 第 3 項に規定する祝日法による休日をいう。以下同じ）」に改め、同条第 2 項中「離職」を「離職し、」に改める。

第 5 条の 2 の前を見出しを削る。

第 6 条第 4 項中「熊本市退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例」を「、熊本市退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料条例」に改め、同条第 5 項中「別に管理者」を「、管理者」に改める。

第 7 条中「給与の支給機関」を「管理者」に改め、「の各号」を削り、同条第 2 号中「（昭和 38 年 7 月 1 日）」を削り、同条第 3 号中「熊本市職員火災共済掛金及び団体扱いによる」を「団体取扱契約に係る」に改め、同条第 4 号中「労働組合」を「労働組合等」に改め、「組合諸費」の次に「並びに労働金庫の貯金及び貸付けに係る償還金」を加え、同条第 6 号中「上下水道局各課及び親睦」を「職員相互の親睦を図ること等」に改め、同条第 7 号中「運動部」を「体育部」に改め、同条第 8 号中「定めるもののほか」を「掲げるもののほか、」に改める。

第 8 条中「第 18 条の 2 及び第 18 条の 3 に規定する」を「第 18 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 18 条の 4 第 1 項の規定に基づく」に、「差引いた」を「差し引いた」に改める。

第 9 条第 2 項第 1 号中「育児短時間勤務職員」の次に「（以下「育児短時間勤務職員」という。）」を加え、「同法」を「育児休業法」に改め、同条第 4 項中「1 日」を「初日」に、「、次」を「次に、「一」を「いずれか」に改め、同項第 2 号中「公務上負傷し、又は疾病にかかり、勤務しないことにつき、管理者の承認のあった」を「第 36 条第 1 項に規定する場合及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下この号及び第 36 条第 1 項において同じ。）による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年条例第 34 号）に定める派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）により、管理者の承認を得て勤務しなかった」に改める。

第 10 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 1 項中「同条同項第 2 号」を「同項第 2 号」に、「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同条第 3 項中「職員は、次の場合には」を「新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は」に、「とき」を「ときは」に改め、同条第 4 項中「すべて」を「全て」に改め、同条第 5 項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

6 第 4 項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第 3 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

第 11 条の見出しを削り、同条第 1 項中「第 10 条第 3 項各号の」を「前条第 3 項の規定による」

に、「、服務」を「及び服務」に、「よる」を「より行う」に改め、同条第 2 項中「管理者が」を「管理者は」に、「記録された扶養親族が、前条第 3 項に定める要件を備えているかどうか又は配偶者のない旨を確かめて、」を「係る事実及び扶養手当の月額を」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 条例第 5 条第 2 項に規定する他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は、含まれないものとする。

- (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所等のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- (2) 給与所得、資産所得、事業所得等の年間 130 万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 重度心身障害者の場合は、前 2 号によるほか、障害の程度が終身労務に服することができない程度でない者

第 11 条第 4 項中「、他」を「他」に、「、認定する」を「認定する」に改め、同条第 5 項中「前 3 項の」を「第 2 項の規定による」に、「に当って」を「場合において、」に、「扶養事実を認めるに足りる証拠書類」を「職員に対し扶養の事実等を証明するに足りる書類」に改め、同条第 6 項を次のように改める。

6 管理者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第 5 条第 2 項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

第 11 条に次の 1 項を加える。

7 管理者は、職員が虚偽の申出により不当に扶養手当の支給を受けたときは、その不当に支給を受けた扶養手当を返還させるものとする。

第 12 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第 5 条の 2 に規定する管理者が定める地域は、次のとおりとする。

第 12 条第 2 項中「次」の次に「の各号」を加え、「応じて」を「応じ、」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同条第 3 項中「第 3 1 条第 3 項及び第 4 項並びに」を「第 3 1 条第 4 項及び第 5 項、」に改める。

第 13 条の見出しを「(住居手当の支給対象等)」に改め、同条第 1 項第 2 号中「の定める」を「が定める」に改め、同条第 2 項第 1 号中「それぞれ」を「、それぞれ」に改め、同号イ中「16,000 円)」を「、16,000 円)」に改める。

第 14 条中「に足る」を削り、「同様」を「、同様」に改める。

第 15 条第 1 項中「、第 13 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改める。

第 16 条中「ときは」の次に「、管理者は」を加え、「の定める」を「が定める」に、「家賃の額に」を「、家賃の額に」に改める。

第 17 条第 1 項中「第 13 条第 1 項の」を削り、「同条同項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同条第 2 項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項ただし書の規定は、前項の規定により住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第 18 条の見出し中「確認」を「確認等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 管理者は、職員が虚偽の申出により不当に住居手当の支給を受けたときは、その不当に支給を受けた住居手当を返還させるものとする。

第 19 条第 1 項を次のように改める。

条例第 6 条第 1 号の職員には、交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用しないで通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの（第 4 項の規定により同条の職員に含まれないこととされる職員を除く。）は、含まれないものとする。

第 19 条第 15 項を削り、同条第 14 項中「、支給単位期間」を「支給単位期間」に改め、同項を同条第 20 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

19 管理者は、職員が虚偽の申出により不当に通勤手当の支給を受けたときは、その不当に支給を受けた通勤手当を返還させるものとする。

第19条中第13項を第18項とし、第12項を第17項とし、同条第11項中「第19条第1項」を「条例第6条」に、「とし、職員が虚偽の申出により、不当に通勤手当の支給を受けたときは、その不当に支給を受けた通勤手当を、返還させることができる」を「とする」に改め、同項を同条第16項とし、同条第10項中「第19条第1項」を「条例第6条」に、「支給単位期間等」を「支給単位期間又は第5項第1号若しくは第3号に規定する支給単位期間のうち最も長い支給単位期間（以下この項において「支給単位期間等」という。）」に、「1日」を「初日」に、「当該支給単位期間」を「当該支給単位期間等」に、「支給する」を「支給する」に改め、同項を同条第15項とし、同項の前に次の1項を加える。

14 第12項ただし書の規定は、前項の規定により通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

第19条第9項中「職員は、」を「職員に」に、「、月の」を「月の」に改め、同項後段を削り、同項を同条第13項とし、同条第8項中「、その日の属する月の翌月」を「その日の属する月の翌月」に、「、月の初日」を「月の初日」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に、「又は死亡した日」を「、又は死亡した日」に、「、条例第6条」を「同条」に、「、その事実」を「その事実」に改め、同項ただし書中「前項」を「第8項」に、「、これ」を「これ」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 管理者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を職員情報システムに記録するものとする。

第19条第7項中「前項の」を「前2項の規定による」に、「、定期券」を「定期券」に改め、「確認」の次に「、その者が条例第6条の職員たる要件を具備するときは」を加え、同項を同条第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 職員は、前項第2号に掲げる変更により条例第6条の職員でなくなった場合には、同項の例により届け出なければならない。

第19条第6項中「新たに第19条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合及び同条の職員の住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第8項とする。

- (1) 新たに条例第6条の職員たる要件を具備するに至ったとき。
- (2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったとき。

第19条第5項を削り、同条第4項中「第1項」の次に「、第3項及び第4項」を加え、「第2項」を「第5項第2号及び第3号」に、「を使用する距離」を「の使用距離」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項に規定する」を削り、同項第1号中「定期券」を「通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「定める職員」を「掲げる職員」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 条例第6条第1号の職員（第3号に掲げる職員を除く。） 支給単位期間につき、次項に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃又は料金（以下「運賃等」という。）の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

第 19 条第 2 項第 2 号中「前項第 2 号に掲げる職員」を「条例第 6 条第 2 号の職員（次号に掲げる職員を除く。）」に、「自動車等」を「使用する自動車等」に改め、同項第 3 号中「前項第 3 号に掲げる」を「条例第 6 条の」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

2 条例第 6 条第 2 号に規定する交通の用具は、次に掲げるもの（熊本市その他公共的団体の所有に属するものを除く。以下「自動車等」という。）とする。

(1) 自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車のうち、同法第 3 条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを含む。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）（以下これらを「自動二輪車等」という。）以外のものをいう。）

(2) 自動二輪車等及び原動機付自転車（道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定するものをいう。）

(3) 自転車（道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定するものをいう。）

3 条例第 6 条第 2 号の職員には、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの（次項の規定により同条の職員に含まれないこととされる職員を除く。）は、含まれないものとする。

4 条例第 6 条の職員には、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満である職員は、含まれないものとする。

第 20 条の見出しを「（単身赴任手当の支給対象等）」に改め、同条第 1 項第 5 号中「その他の」を「その他」に改め、同条第 2 項第 2 号ア(ウ)中「、(イ)」を「から(ウ)まで」に改め、同号ア中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、住居の移転を伴う直近の勤務公署を異にする異動の直前の居住地に転居すること。

第 20 条第 2 項第 3 号中「配偶者と」を「配偶者等と」に改め、同項第 5 号中「の定める」を「が定める」に改め、同条第 3 項中「又は」を「及び」に、「のとおり」を「に定める額」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該勤務公署又は地域が同表に掲げられていない場合にあつては、当該額との権衡を考慮して管理者が定める額とする。

第 20 条第 4 項中「地方公共団体その他」を「熊本市以外の地方公共団体等」に改める。

第 21 条第 1 項中「新たに」を削り、「同様」を「、同様」に改める。

第 23 条第 1 項ただし書中「第 21 条」を「第 21 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「事実の」を「事実が」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項ただし書の規定は、前項の規定により単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第 24 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 25 条第 1 項中「した次」の次に「の各号」を加え、「区別」を「区分」に、「、午後 10 時」を「午後 10 時」に、「その割合」を「、その割合」に改め、同条第 2 項中「次」の次に「の各号」を加え、「区別」を「区分」に、「「100 分の 100」を「、「100 分の 100」に改め、同条第 3 項中「第 18 条の 4」を「第 18 条の 4 第 1 項」に改め、「全時間」の次に「（次に掲げる時間を除く。）」を加え、同項ただし書（各号列記以外の部分に限る。）を削り、同条第 4 項中「した勤務」の次に「（就業規程第 18 条の 2 第 1 項、第 18 条の 3 及び第 18 条の 4 第 1 項から第 3 項までの規定に基づく週休日における勤務のうち管理者が定めるものを除く。）」を加え、同条第 5 項中「時間外勤務代休時間」を「就業規程第 20 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間」に改める。

第 26 条中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務等の命令等）

第 26 条の 2 時間外勤務手当の支給される勤務及び休日勤務手当の支給される勤務（以下この条に

において「時間外勤務等」という。)の命令及び報告は、次に定めるところによる。

- (1) 管理者又はその委任を受けた者(以下「管理者等」という。)は、配当予算の範囲内で時間外勤務等を命令しなければならない。この場合において、管理者等は、あらかじめ時間外勤務等の始期及び終期を明確にしなければならない。
- (2) 管理者等は、命令を受ける者が2人以上あるときは、受命者のうちから受命責任者を指定することができる。
- (3) 受命責任者は、時間外勤務等に従事した者の勤務実動時間を明確にして翌日直ちに管理者等に報告しなければならない。
- (4) 管理者等は、受命責任者又は受命者の報告を受けたときは、事実と相違ないかどうかについて確認しなければならない。
- (5) 管理者等は、時間外勤務等の命令及び報告に関する情報を職員情報システムに記録しなければならない。

第28条の見出し中「支給」を「時間外勤務手当等の支給」に改め、「(以下「時間外勤務手当等」という。)」を削り、「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に、「よる」を「よって計算する」に、「1時間未満」を「、1時間未満」に、「その端数」を「、その端数」に改める。

第30条に次の1項を加える。

2 管理者は、管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、管理職員特別勤務の命令及び実施に関する情報を職員情報システムに記録しなければならない。

第31条第1項中「、これら」を「これら」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第5項中「の定める」を「が定める」に改め、同条第6項中「、必要な事項は」を「必要な事項は、」に改める。

第31条の2第1号中「第29条」を「第29条第1項」に改め、同条第3号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4号中「一部を」を「支給を一時」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

第31条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号中「考える」を「思料する」に改め、同条第2項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第32条第1項中「、これら」を「これら」に、「、それぞれ在職する」を「それぞれ在職する」に、「、管理者」を「管理者」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「、管理者の定める基準に従って」を「管理者が」に改め、同条第4項中「「第32条第3項」を「、第32条第3項」に改める。

第33条中「から第27条まで」を「、第26条及び第27条」に、「第9条の適用」を「管理職手当の支給」に、「適用しない」を「、適用しない」に改める。

第34条中「条例第15条」を「次条」に、「及び第25条から第27条まで」を「又は第25条、第26条若しくは第27条」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第35条第1項中「並びにこれ」を「、これ」に改め、「月額」を削り、「特殊勤務手当」の次に「(月額により定められているものに限る。)」を加え、「第21条」を「第19条の2第3項」に改め、同条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

第35条の2中「、職員との権衡を考慮して」を削る。

第36条第1項中「(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)」を削り、同条第2項中「、結核性疾患」を「結核性疾患」に、「、満2年」を「満2年」に改め、同条第3項中「、前2項」を「前2項」に改め、同条第4項中「、法」を「法」に改め、同条第5項中「別に管理者の」を「管理者が別に」に改め、同条第6項中「、休職」を「休職」に改め、同条第8項中「、第31条第1項」を「第31条第1項」に、「同項の規定により管理者が定める日」を「第31条第1項に規定する支給日」に改める。

第 37 条第 1 項中「育児休業法第 2 条の規定による」を削り、同条第 4 項中「育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員」を「育児短時間勤務職員」に改め、同項の表第 19 条第 2 項第 2 号の項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「」及び「」という。）」を削り、同項を同表第 19 条第 5 項第 2 号の項とし、同条第 5 項中「育児短時間勤務をしている職員」を「育児短時間勤務職員」に改め、同条第 7 項中「前各項」の次に「に定めるもの」を加え、「、育児短時間勤務又は部分休業をした職員の給与等」を「をした職員、育児短時間勤務職員及び就業規程第 27 条の 2 第 2 項に規定する部分休業をした職員の給与」に、「ついて」を「関し必要な事項」に改め、「別に」を削る。

第 38 条から第 41 条までの規定中「、就業規程」を「就業規程」に、「より」を「よる」に改める。

第 42 条第 1 項中「の表」を削り、同条第 6 項中「から第 27 条まで」を「、第 26 条、第 27 条」に、「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第 9 項中「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第 10 項中「第 19 条第 2 項第 2 号及び」を「第 19 条第 5 項第 2 号及び」に改め、「法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「」を削り、「第 19 条第 2 項第 2 号中」を「第 19 条第 5 項第 2 号及び第 25 条第 2 項中」に改め、「と、第 25 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と読み替えるもの」を削る。

附則第 4 項中「同条第 1 項第 1 号」を「、同条第 1 項第 1 号」に改める。

別表第 7 を次のように改める。

別表第 7（第 20 条関係）

勤務公署	配偶者等の住居の所在する地域	月額
東京事務所	熊本市域	58,000円

別表第 8 中職務の級が 5 級の職員（営業所、下水道維持課水質管理室、浄化センター及び維持補修センターの長に限る。）の項を職務の級が 5 級の職員（営業所、上下水道センター、維持補修センター又は浄化センターの所長に限る。）の項とする。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第21条、第22条関係）

（表）

単 身 赴 任 届

年 月 日 提出

熊本市上下水道事業管理者様		所属課名	職 名	職 員 コ ー ド	氏 名	
					印	
勤務公署名		所 在 地				
届出の理由		<input type="checkbox"/> 1 新規 <input type="checkbox"/> 2 異動 <input type="checkbox"/> 3 転居(□本人 □配偶者) <input type="checkbox"/> 4 その他()		左記事実の発生年月日	年 月 日	
熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程第21条第1項の規定に基づき、配偶者等との別居の状況等を届け出ます。						
異動直前の 居住状況等	本人の住居					
	同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生)				
異動発令年月日		年 月 日		配偶者と別居した年月日		年 月 日
異動後の 居住状況等	配偶者と別居した事情	<input type="checkbox"/> 熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条の2第1号に該当 <input type="checkbox"/> 1 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること <input type="checkbox"/> 2 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること <input type="checkbox"/> 3 配偶者が引き続き就業すること <input type="checkbox"/> 4 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること <input type="checkbox"/> 5 その他() <input type="checkbox"/> 熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第6条の2第2号（権衡職員）に該当 []				
	本人の住居			入居年月日	年 月 日	
	住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 子(年 月 日生) <input type="checkbox"/> その他(続柄 年 月 日生) <input type="checkbox"/> その他(続柄 年 月 日生)				
	配偶者の住居	異動直前の本人の住居と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる(住所 入居年月日 年 月 日)				

所属長 確認印	庶務担当 者確認印	年 月 日 受理
------------	--------------	----------

確認及び決定欄		年 月 日 受理	
単身赴任手当支給確認欄	支給決定	改定	改定
届出内容の確認日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
異動発令年月日	年 月 日	円	円
別居年月日	年 月 日	改定	改定
別居事由	1 2 3 4 5/権衡職員	年 月 日	年 月 日
異動先		円	円
熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程第22条第1項の規定に従い上記のとおり確認し決定する。		課 長	
年 月 日			

(裏)

記 入 上 の 注 意

(単身赴任届)

- 1 太線枠内及び提出年月日のみ記入すること。
- 2 「届出の理由」欄には、該当する理由の口の中にレ印を付し（新規の場合は理由1のみにレ印を付する。）、理由4に該当する場合はその内容を()内に記入すること。
- 3 「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に勤務公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 4 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 5 「届出の理由」の1以外に該当する場合は、「異動直前の居住状況等」欄の記入は要しない。
- 6 「配偶者と別居した事情」欄には、該当口の中にレ印を付し、理由5又は権衡職員に該当する場合は、()内にその理由を記入すること。
- 7 「住居における同居者」欄には、該当口の中にレ印を付し、()内に生年月日を記入し、その他に該当する場合は、職員との続柄についても記入すること。
- 8 「配偶者の住居」欄には、該当口の中にレ印を付し、異なる場合は()内に住所及び入居年月日を記入すること。
- 9 単身赴任手当を受けていた職員が、要件を欠いた場合には、「届出の理由」欄中「2異動」、「3転居」又は「4その他」の該当口の中にレ印を付し、「2異動」の場合には、異動発令年月日のみを、「3転居」の場合には、転居年月日のみを、「4その他」の場合には()内に(要件の喪失)とのみ記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(熊本市上下水道事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程の一部改正)
- 2 熊本市上下水道事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成25年上下水道局規程第22号）の一部を次のように改正する。
第1条第4項中「及び給与規程第25条から第27条まで」を「並びに給与規程第25条、第26条及び第27条」に改める。

上下水道局告示第 9 号

平成 26 年 2 月 17 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 710 号	熊本市南区城南町隈庄 556 番地 株式会社城南ガス 代表取締役 徳永 栄一郎	平成 26 年 2 月 10 日

上下水道局告示第 10 号

平成 26 年 2 月 17 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 2 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 517 号	上益城郡益城町大字宮園 665 番地 17 有限会社笠井設備 代表取締役 興梠 勝	平成 26 年 2 月 10 日
		代表者変更

上下水道局告示第 11 号

平成 26 年 2 月 21 日

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により熊本市公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により次のとおり告示する。

なお、当該事業計画の変更の案を一般の縦覧に供するので、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに理由を付した書面をもって意見を申し出ることができる。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

1 事業計画の変更の内容

(1) 工事の完成の予定年月日

変更前 平成 28 年 3 月 31 日

変更後 平成 31 年 3 月 31 日

(2) 予定処理区域

ア 追加する予定処理区域（汚水）

熊本市東区	石原三丁目、石原町、画図町大字下無田、小山七丁目、鹿嶋瀬町、神園一丁目、戸島本町、戸島三丁目、戸島六丁目、戸島七丁目、戸島西五丁目及び戸島西六丁目の各一部
-------	---

熊本市西区	池田四丁目、池上町、沖新町、小島下町、小島一丁目、小島二丁目、春日六丁目、上代五丁目、上代六丁目、島崎五丁目、城山半田四丁目、城山薬師二丁目、谷尾崎町、中島町、中原町、花園七丁目及び松尾町上松尾の各一部
熊本市南区	会富町、今町、海路口町、内田町、護藤町、城南町赤見、城南町碓、城南町出水、城南町今吉野、城南町隈庄、城南町坂野、城南町沈目、城南町島田、城南町下宮地、城南町高、城南町千町、城南町永、城南町丹生宮、城南町舞原、城南町宮地、白石町、銭塘町、近見八丁目、近見九丁目、土河原町、鳶町二丁目、中無田町、並建町、畠口町、八分字町、浜口町、孫代町、御幸木部一丁目、御幸木部二丁目、御幸木部三丁目、御幸西一丁目、御幸笛田三丁目、御幸笛田六丁目、無田口町及び良町五丁目の各一部
熊本市北区	池田三丁目、和泉町、下硯川町、下硯川一丁目、下硯川二丁目、硯川町、太郎迫町、徳王町、万楽寺町、貢町及び立福寺町の各一部

イ 追加する予定排水区域（雨水）

なし

ウ 予定処理区域（汚水）及び予定排水区域（雨水）の面積

変更前 汚水 9, 932. 1ヘクタール

雨水 9, 352ヘクタール

変更後 汚水 10, 106. 4ヘクタール

雨水 9, 352ヘクタール

(3) 主要な管渠の延長

変更前 汚水 243, 160メートル

合流 7, 130メートル

雨水 114, 710メートル

変更後 汚水 251, 990メートル

合流 7, 130メートル

雨水 114, 710メートル

2 縦覧場所及び意見の提出先

熊本市中央区水前寺六丁目3番6号株式会社ヨネザワ第2ビル2階

熊本市上下水道局計画調整課

3 縦覧期間

平成26年2月21日から平成26年3月6日まで

上下水道局告示第12号

平成26年2月21日

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により熊本市富合公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり告示する。

なお、当該事業計画の変更の案を一般の縦覧に供するので、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに理由を付した書面をもって意見を申し出ることができる。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國臣

1 事業計画の変更の内容

(1) 工事の完成の予定年月日

変更前 平成28年3月31日

変更後 平成31年3月31日

(2) 予定処理区域

ア 追加する予定処理区域 (汚水)

熊本市南区の区域のうち城南町赤見、城南町島田、富合町榎津、富合町大町、富合町上杉、富合町清藤、富合町木原、富合町小岩瀬、富合町古閑、富合町国町、富合町志々水、富合町新、富合町杉島、富合町田尻、富合町平原、富合町廻江及び富合町南田尻の各一部

イ 予定処理区域から削除する区域 (汚水)

熊本市南区の区域のうち富合町御船手及び富合町杉島の各一部

ウ 予定処理区域 (汚水) の面積

変更前 汚水 220.8ヘクタール

変更後 汚水 288.8ヘクタール

(3) 主要な管渠の延長

変更前 汚水 10,380メートル

変更後 汚水 12,610メートル

2 縦覧場所及び意見の提出先

熊本市中央区水前寺六丁目3番6号株式会社ヨネザワ第2ビル2階

熊本市上下水道局計画調整課

3 縦覧期間

平成26年2月21日から平成26年3月6日まで

上下水道局告示第13号

平成26年2月21日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第756号	宇城市小川町南新田654番地1 河田工業株式会社 代表取締役 河田 宏文	平成26年2月19日

上下水道局告示第14号

平成26年2月25日

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項において準用する同条第1項の規定により熊本市熊本北部流域関連公共下水道事業計画を変更するので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により次のとおり告示する。

なお、当該事業計画の変更の案を一般の縦覧に供するので、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに理由を付した書面をもって意見を申し出ることができる。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國 臣

1 事業計画の変更の内容

(1) 工事の完成の予定年月日

変更前 平成28年3月31日

変更後 平成31年3月31日

(2) 予定処理区域

ア 追加する予定処理区域 (汚水)

熊本市北区の区域のうち改寄町、植木町鑑田、植木町岩野、植木町植木、植木町円台寺、植木町荻迫、植木町小野、植木町滴水、植木町投刀塚、植木町一木、植木町平野、植木町広住、兔谷二丁目、梶尾町、鹿子木町、小糸山町、下硯川町、硯川町、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田陳内一丁目、津浦町、西梶尾町、楡木一丁目、貢町、室園町、明德町及び四方寄町の各一部

イ 予定処理区域から削除する区域（污水）

熊本市北区植木町滴水の一部

ウ 予定処理区域（污水）面積

変更前 污水 2, 529. 5ヘクタール

変更後 污水 2, 630. 8ヘクタール

(3) 主要な管渠の延長

変更前 污水 56, 940メートル

変更後 污水 58, 580メートル

2 縦覧場所及び意見の提出先

熊本市中央区水前寺六丁目 3 番 6 号株式会社ヨネザワ第 2 ビル 2 階

熊本市上下水道局計画調整課

3 縦覧期間

平成 26 年 2 月 25 日から平成 26 年 3 月 10 日まで

上下水道局告示第 15 号

平成 26 年 2 月 27 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 563 号	熊本市南区富合町莎崎 738 番地 有限会社佐藤建設 代表取締役 佐藤 健	平成 26 年 2 月 21 日
		代表者変更

上下水道局告示第 16 号

平成 26 年 2 月 28 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原 國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由

第 507 号	熊本市南区近見七丁目 13 番 49 号 株式会社桂史工業 代表取締役 奥村 真史	平成 26 年 2 月 24 日
		代表者変更

監 査

監 委 公 告 第 3 号

平成 26 年 2 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 25 年度の監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を公表する。

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 竹 原 孝 昭

熊本市監査委員 平 塚 孝 一

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

公営企業定期監査

（ 財 務 ）

第 1 監査の対象

病院局 病院事業

交通局 交通事業

第 2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

今回の監査は、平成 25 年 7 月末日現在における関係事務事業及び財務処理の状況について資料の提出を求め、関係帳簿、証ひょう類を照査し、その計数記録の正否を確かめ、現金預金及び有価証券を確認し、詳細について関係職員に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成 25 年 10 月 7 日から平成 26 年 1 月 8 日まで

第 3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

1 病院局

(1) 機構及び職員配置の状況について（登載省略）

(2) 予算の執行状況について（登載省略）

(3) 結 論

財務に関する事務の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。しかしながら、軽微な誤りが見られたので、適正かつ効率的な事務が確実に実行されるよう意見を付すこととする。

【意 見】

○ 契約事務について

契約事務などにおいて、従前と比べると改善がなされてきてはいるものの、実施伺いに見積書を 1 通とする場合に記載すべき適用根拠条項の記載が漏れているものや、契約書に記載する支払い遅延利息の利率が前年度の利率となっていたものなど軽微な誤りが見受けられた。

これは、契約担当者が起案する際に十分に確認していないことや、決裁の過程でのチェック体制が確立されていないことが原因であると考えられる。

事務担当者の実務能力の強化とともに、審査の主要項目等の確実で効率的な確認方法の導入など、工夫・改善を図られ、病院局全体の内部統制機能が十分発揮されるようなシステム

を構築されることを望むものである。

2 交通局

- (1) 機構及び職員配置の状況について（登載省略）
- (2) 予算の執行状況について（登載省略）
- (3) 結 論

財務に関する事務の執行は、おおむね適正かつ効率的に行われていると認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【指摘事項 1】 会計伝票の作成について：総務課

熊本市交通局会計規程（以下「会計規程」という。）によると、会計伝票（収入伝票、支出伝票及び振替伝票）については、業務に係る取引の発生の都度証拠となる書類に基づき作成するものとされ、各伝票の発行は、それぞれ収入簿、支出簿及び振替簿をもってこれに代えることができると規定されている。しかしながら、企業会計システムの中において各伝票は起票されているものの、各伝票の発行並びに収入簿、支出簿及び振替簿の発行いずれもなされておらず、結果として会計伝票が未作成の状態となっていた。

会計伝票は、業務に係る取引の記録であり、これを会計期間で集計したものが決算額となるなど企業経理において重要なものである。このようなことから、会計規程に則りいずれかを発行し企業出納員の決裁を受けるなど適正な処理を行われたい。

【指摘事項 2】 契約事務の適正な執行について：自動車課

熊本競輪場の臨時場外車券売場設置期間中に来場するファン輸送用無料バス運行業務委託については、臨時場外車券売場設置の都度その施行者と契約が締結されている。この中で、契約書を作成し契約を締結しているものにおいて、契約書が保有されていない事例が散見された。

契約は、一般に民法の原則によれば、相対立する複数の意思表示の合致によって成立するものであり、また、その効力の発生については何らの要式行為を必要とするものではないとされている。また、地方自治法においても契約書については、それを作成した場合の契約確定について規定（同第 234 条第 5 項）されているだけで、契約書の作成の義務については規定されていない。しかしながら、双方の財務規則等に基づき契約書を作成し、契約の締結を証するため各自 1 通を保有する旨規定しているのであれば、これに則って適正に契約書を保有されたい。

【意 見】

- 会計規程の改正について

熊本市交通局会計規程（以下「会計規程」という。）は、交通局の会計事務の能率的な運営を図るための処理基準を定めることを目的として制定されている。このような中で、交通局の会計事務は、現在、企業会計システムを利用し電算処理が行われており、勘定整理簿等帳票の記録整理及び保管については、電磁記録媒体をもって帳票に代えることが可能な状況にある。しかしながら、会計規程において、帳票の記録整理及び保管について電磁記録媒体をもって帳票に代えることができる旨の規定がなされていないため、結果として帳票が備付けられていない状態となっている。このように、会計事務の電算化に伴い会計規程と実際の運用との間において、整合が取れていないものが見受けられた。通常、電子計算機により会計事務を行う場合、帳票等に関しては、事務の効率性のうえからも電磁記録媒体に代えることが一般的となっていることから、会計規程の改正を行い実際の運用との整合を図られたい。また、会計規程の改正にあたっては、その他、会計規程と実際の運用に不整合箇所がないか、あるいは、国において地方公営企業会計制度の見直しが行われ、平成 26 年度よりこれが全面的に適用されることとなっていることから、これらも含め十分に検討され、運用が会計規程に沿ったものとなるよう努められたい。

公営企業定期監査

（ 工 事 ）

第 1 監査の対象

1 監査対象局

病院局 : 総務課

交通局 : 電車課

上下水道局 : 総務課、計画調整課、水道整備課、下水道整備課、水相談課、西部上下水道センター、管路維持課、水運用課、水再生課、中部 浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター、西部浄化センター

2 監査対象工事及び委託

今回監査の対象としたものは、上記局において、平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託 581 件である。

このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったもの等を重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる 50 件の工事及び委託について監査を実施した。

第 2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

監査にあたっては、特に工事計画、設計図書の内容、積算基準とその運用、施工管理、契約方法及び仲裁手続が適正に行われているかについて書類審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成 25 年 10 月 7 日から平成 25 年 11 月 8 日まで

第 3 監査の結果

監査の結果は次のとおりである。

1 病院局

適正に執行されているものと認められた。

2 交通局

適正に執行されているものと認められた。

3 上下水道局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

【要望事項】

○ 設計事務について

- (1) 白川築堤護岸工事に起因して必要となる既設配水管移設工事で、当該護岸工事の施工区域等を反映した設計平面図及び断面図を作成しなければならないが、平面図は適切に作成しているものの、断面図には既設配水管等の表記はなかった。

(管路維持課)

- (2) 連続立体交差事業に起因して必要となる既設公共下水道移設工事で、設計図書の一部として当該立体交差事業の施工区域等を反映した参考資料(参考図)を作成しなければならないが、施工には反映しているもののその資料については作成されていなかった。

(管路維持課)

これらの事項は、事業執行に係る基本的なものであり、特に他事業に起因した工事の設計図書の作成にあっては、起因する工事の設計図書(参考図書等)が本件工事における重要な与件となることから、その取扱いについて十分検討され、より充実した設計図書の作成に努められるよう要望する。

監 委 公 告 第 4 号

平成 26 年 2 月 21 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 25 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	平 塚 孝 一
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

財政援助（補助）団体監査

第 1 監査の対象

市が平成 24 年度に補助金等を交付した団体のうち次の 9 団体を抽出し、交付した補助金等に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

	1	2	3
補助 (交付) 団体名	熊本都市圏協議会	熊本市人権啓発 市民協議会	九州食の展示商談会 実行委員会
補助 (交付) 金等の 名称	熊本都市圏 協議会負担金	熊本市人権啓発市民 協議会運営費補助金	平成 24 年度九州食の展 示商談会実行委員会負担金
補助 (交付) の目的	市域を越えた広域的連携の もと、熊本都市圏ビジョンの 推進を図ることを目的とす る。	「一人ひとりの人権が等し く尊重され、わけ隔てなく参 画できる社会」の実現を目指 して策定した「熊本市人権教 育・啓発基本計画」に基づき、 市民参画と協働による人権 教育・啓発活動を計画的、継 続的、効果的に推進すること を目的とする。	九州の産業の強みである農 林水産業を活かし、九州全体 の第 6 次産業化と農商工連 携を促進するとともに、食品 製造業の販路拡大を図ること を目的とする。
補助 (交付) 対象経費 補助 (交付) 額 (補助率)	4, 552, 950円 3, 000, 000円 (65. 9%)	14, 525, 129円 13, 000, 000円 (89. 5%)	23, 331, 893円 12, 000, 000円 (51. 4%)
所管の局 課	企画振興局 企画課	企画振興局 人権推進総室	農水商工局 農商工連携推進課
団体の設立目的	熊本都市圏ビジョンに基づ く連携施策の実施や、広域的 な行政課題の解決に向けた 協議を行うことを目的とす る。	社会における多様な人権課 題やニーズに応えるため、基 本的人権の尊重を理念とし、 地域住民、民間企業、関係機 関及び団体等が連携・協働 し、熊本市における人権意識 の高揚と社会のあらゆる差 別の解消に向けて、自らの主 体的参加による人権啓発活 動を推進するとともに、関連 情報や人権啓発手法等の共 有化及びネットワーク化を 積極的に図っていくことを 目的とする。	九州食の展示商談会の企画 及び運営を円滑に進めると ともに、商談会を通して出展 者の商品の販路拡大を支援 することはもとより、九州全 域から集まる農林水産業者 及び食品関連事業者の相互 交流を活性化し、農商工連携 や 6 次産業化による商品開 発や新たな事業の創出を促 進することにより、九州全体 での産業の活性化とともに 開催地である熊本地域にお ける産業の活性化並びに熊 本の豊かな食を内外に広く 発信することを目的とする。

	4	5	6
補助 (交付) 団体名	くまもと城下まつり 実行委員会	わくわく江津湖 フェスタ実行委員会	「草枕」国際俳句大会 実行委員会
補助 (交付) 金等の 名称	くまもと城下まつり 実行委員会負担金	わくわく江津湖フェスタ 実行委員会負担金	「草枕」国際俳句大会 負担金
補助 (交付) の目的	中心市街地の賑わい創出を 目的とする。	「日本一の地下水都市」熊本 の環境を育む豊かな自然を はじめとする熊本の魅力に 更に磨きをかけ、その情報を 広く内外に発信し、本市の観 光振興と地域経済の活性化 を図ることを目的とする。	熊本市民はもとより県内外 の多くの方に、熊本の豊かな 自然と文化にふれながら俳 句を学び楽しんでいただけ るよう、「草枕」国際俳句大 会を開催することを目的と する。
補助 (交付) 対象経費 補助 (交付) 額 (補助率)	18,043,867円 20,000,000円 (110.8%)	19,466,048円 20,000,000円 (102.7%)	8,521,726円 7,150,000円 (83.9%)
所管の局 課	農水商工局 商工振興課	観光文化交流局 観光振興課	観光文化交流局 文化振興課
団体の設立目的	地域経済の活性化を図るた め、中心市街地等において、 官民協働による様々なイベ ントを展開することにより、 街なかの賑わい創出を図る ことを目的とする。	わくわく江津湖フェスタの 企画と運営にあたる。	平成8年に夏目漱石来熊1 00周年の記念事業として 創設した「草枕」国際俳句大 会を開催し、広く大会への参 加意欲を喚起し、俳句文化の 交流・発展に寄与することを 目的とする。

補助(交付)団体名	7	8	9
		熊本城マラソン 実行委員会	熊本市文化事業協会
補助(交付)金等の 名称	熊本城マラソン実行委員会 運営費負担金	熊本市文化事業協会負担金	熊本港フェスティバル 運営協議会負担金
補助(交付)の目的	大会の開催によって、市民スポーツの振興を図るとともに、中心市街地への集客力を高め、賑わいを創出し、産業・観光の振興を図っていくことを目的とする。	市民が優れた文化芸術に触れる機会を拡充させるとともに、文化活動への参画を促すために熊本市文化事業協会と共催で芸術文化事業を企画実施することを目的とする。	熊本港フェスティバルの開催によって、周辺地域や関係団体との連携強化を図り、地域を含めた魅力あるみなとまちづくりに寄与することを目的とする。
補助(交付)対象経費 補助(交付)額 (補助率)	274,033,566円 85,000,000円 (31.0%)	21,348,842円 20,145,000円 (94.4%)	2,150,525円 1,800,000円 (83.7%)
所管の局 課	観光文化交流局 スポーツ振興課	観光文化交流局 市民会館	都市建設局 交通政策総室
団体の設立目的	沿道の地域との連携を図りながら、熊本が誇る歴史遺産熊本城に代表される歴史・伝統・文化及び地下水などの豊かな自然に育まれた熊本の魅力を広く全国に発信するためマラソン大会を実施し、賑わいを創出することを目的とする。	優れた音楽、演劇、舞踊、美術、文芸及び民俗芸能等の文化事業を実施することにより市民の芸術文化活動の振興と文化団体の育成を図ることを目的とする。	熊本港の利用促進と地域を含めた魅力的なみなとのまちづくりに寄与することを目的として、この趣旨に賛同する周辺地域や関係団体等が、互いの持ち味を十分に発揮してイベントを実施することにより、熊本港の賑わい創出を図ることを目的とする。

※補助率が100%を超える負担金については、翌年度の事業に繰り越されている。

第2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

財政援助団体監査は、援助の目的及び条件に従って事業が実施されているか、また、補助金等に係る出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成25年10月24日及び10月25日	熊本都市圏協議会
平成25年10月21日及び10月22日	熊本市人権啓発市民協議会
平成25年10月22日及び10月23日	九州食の展示商談会実行委員会
平成25年10月28日及び10月29日	くまもと城下まつり実行委員会
平成25年10月16日及び10月17日	わくわく江津湖フェスタ実行委員会
平成25年10月21日及び10月22日	「草枕」国際俳句大会実行委員会
平成25年10月24日及び10月25日	熊本城マラソン実行委員会
平成25年10月29日及び10月30日	熊本市文化事業協会
平成25年10月22日及び10月23日	熊本港フェスティバル運営協議会

第3 監査の結果

1 熊本都市圏協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務についても適正に行われているものと認められた。

2 熊本市人権啓発市民協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施されたと認められたものの、財務会計に係る事務処理に次のような事項が見受けられた。

【指摘事項－1】 予算の管理及び執行について

協議会の会計処理については、熊本市の会計処理に準じた取扱がなされていたが、次のような事項が見受けられた。

- (1) 平成 23 年度の人権啓発市民協議会のホームページメンテナンス代について、原契約の制作内容の制作ページ数が予定から増加したために、平成 23 年度の予算が不足し支払いができず、その増加分を別契約とし、追加料金の支払い時期を平成 24 年 9 月として 161,700 円を支払っているが、平成 24 年度の予算及び決算書を見ると、平成 23 年度からの繰越金が 668,129 円あり、支払い可能であった。

- (2) 予算差引簿において、流用の明示がなく、残額がマイナスになったままで予算の執行がされていた。

予算があり流用により支払可能なものについては当該年度で支払い、予算差引簿により流用・支出状況を的確に記録するなど、適正な予算管理及び執行がなされるよう徹底されたい。

【指摘事項－2】 旅費の支出について

企画運営委員会は、協議会運営についての具体的提案及び助言、啓発事業及び交流・研修事業の企画立案と支援、同事業に関する調査研究等の事務を処理することとされ、その事務事業のひとつとして、平成 25 年 2 月 24 日から 2 月 27 日にかけて、企画運営委員会の委員及び事務局職員が、東日本大震災の視察研修の旅行を行った。

当該旅行の際、支度金が前渡金で旅費から支給され、当該旅行から帰任後、前渡金では不足した分の金額が、支度金不足分として再度旅費から支給されていた。なお、熊本市の会計処理において支度料の支給は廃止されている。

会計処理が熊本市の取扱いに準じてなされているのであれば、支度金の支出は妥当性を欠くため、支出方法について検討のうえ改善されたい。

3 九州食の展示商談会実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務においてもおおむね適正に行われているものと認められた。

4 くまもと城下まつり実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務においても適正に行われているものと認められた。

5 わくわく江津湖フェスタ実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務においても適正に行われているものと認められた。

6 「草枕」国際俳句大会実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納事務の一部に誤りが見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認められた。

7 熊本城マラソン実行委員会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が実施され、出納その他の事務においてもおおむね適正に行われているものと認められた。

8 熊本市文化事業協会

財政援助の目的及び条件等に沿って事業が実施されたと認められたものの、出納その他の事務において、次のような事項が見受けられた。

【意見－1】繰越金について

平成 24 年度の決算において、収支差額の約 4 1 6 万円が次年度へ繰り越されており、その前年度及び前々年度の決算においても 3 0 0 万円を越える金額が次年度へ繰り越されていた。

文化事業協会会則第 1 3 条第 2 項によると、「収支に余剰が生じた場合は、市に返還するものとする。ただし、その額については、当年度の事業の実施状況及び翌年度の事業の実施計画に十分配慮するものとする。」とされている。

上記会則ただし書きの趣旨は、当年度に実施されなかった事業が翌年度に繰り越された場合などに、返還額を調整できるようにされているものであり、事業計画に基づかない多額の留保金を認めるものではないと考えられる。

したがって、市の負担金については毎年減額されているものの、このように、3 年連続で多額の繰越金が発生していることから、協会の事業運営にも配慮しながら、繰越される余剰金の返還のあり方について検討されたい。

【意見－2】組織運営について

文化事業協会会則第 4 条によると、「協会の会員は、熊本市及び第 2 条に規定する目的に賛同するもので組織する。」とされているが、市は会員名簿に記載されておらず、また、総会となる会議においても、会員としての参加はされていなかった。

市は、負担金として支出している趣旨からすると、事業計画や企画運営に関する事項など、協会運営に関する審議に参画する必要があると考えられることから、市の関与のあり方について検討されたい。

9 熊本港フェスティバル運営協議会

財政援助の目的及び条件に沿って事業が進められ、九州北部豪雨への災害対応等のためフェスティバル自体はやむなく中止となったものの、出納その他の事務においては適正に行われているものと認められた。

公の施設の指定管理者監査

第 1 監査の対象

市が平成 24 年度に地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち次の 2 団体を抽出し、管理業務に係る出納その他の事務を監査の対象とした。

(単位：円)

	公の施設の名称	指定管理者	指定期間	指定管理料	所管の局課
1	熊本市男女共同参画センターはあもにい	はあもにい管理運営共同企業体	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	147,280,350 736,401,750	企画振興局 市民協働課 男女共生推進室
2	熊本市健軍文化ホール	健軍文化ホール事業推進共同企業体	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで	48,980,400 244,902,000	観光文化交流局 市民会館

※ 指定管理料の上段は平成 24 年度分の金額、下段は指定期間の総額である。

第 2 監査の方法及び監査期間

1 監査の方法

公の施設の管理運営を行わせている指定管理者に対する監査については、当該公の施設の管理業務に係る出納その他の事務が適正に行われているかを監査の主眼として、関係帳簿、証拠書類を照査するとともに、必要に応じて関係者に質問するなどの方法で実施した。

2 監査期間

平成 25 年 10 月 8 日から 10 月 11 日まで

第 3 管理施設の概要及び監査の結果

1 熊本市男女共同参画センターはあもにい

(1) 施設の概要

当施設は、平成 2 年 4 月に熊本市総合婦人会館・カルチャーセンターとして開館し、以後、平成 5 年に熊本市総合女性センター、平成 22 年に男女共同参画センターはあもにいとなり、男女共同参画の推進と市民文化の振興を図り、もって男女相互の自立と調和ある市民社会の実現に寄与することを目的に設置されている。

所在地 熊本市中央区黒髪三丁目 3 番 10 号

敷地面積 6,665㎡

建物構造 鉄筋鉄骨コンクリート造 地上 4 階（一部 5 階）建て

建築面積 2,343㎡

建築延面積 5,736㎡

主な施設 メインホール、情報資料室、幼児室、センター事務室、多目的ホール、食のアトリエ、食品加工室、創作アトリエ、リハーサル室、スタジオ、編集ルーム、会議室、研修室、和室、駐車場

開館時間 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
（ただし情報資料室は午後 7 時まで）

利用料金 熊本市男女共同参画センターはあもにい条例に規定する利用料金

(2) 事業の概要

熊本市男女共同参画センターはあもにい条例第 3 条によると次のとおりである。

- ・ 男女共同参画の推進に関する事。
- ・ 市民文化の振興及び交流に関する事。
- ・ その他、市長が特に必要と認める事業。

(3) 利用状況（登載省略）

(4) 経営成績（登載省略）

(5) 決算計数の確認

はあもにいの管理運営に係る決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

(6) 監査の結果

はあもにいの管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、出納その他の事務において備品の取扱の一部に誤りが見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認められた。

2 熊本市健軍文化ホール

(1) 施設の概要

当施設は、平成 7 年に熊本市健軍文化ホールとして開館し、市民の文化活動の振興を図るとともに、地域経済の活性化を促進するため、設置されている。

所在地 熊本市東区若葉三丁目 5 番 11 号

敷地面積 1,895.48㎡

建物構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建て

延床面積 1,841.94㎡

主な施設 ホール、パーティールーム、会議室 A、会議室 B、会議室 C、音楽練習室 A、音楽練習室 B、ピア広場

開館時間 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

利用料金 熊本市健軍文化ホール条例に規定する利用料金

(2) 事業の概要

熊本市健軍文化ホール条例第 3 条によると次のとおりである。

- ・市民の文化活動の振興に関すること。
- ・地域経済の活性化の推進に関すること。
- ・その他、市長が特に必要と認める事業。

(3) 利用状況（登載省略）

(4) 経営成績（登載省略）

(5) 決算計数の確認

健軍文化ホールの管理運営に係る決算計数を関係帳簿、証拠書類等により確認したところ、その計数は正確であると認められた。

(6) 監査の結果

健軍文化ホールの管理運営に関する協定書に基づき、目的に沿った管理運営がなされ、出納その他の事務についてもおおむね適正に行われているものと認められた。

選挙管理委員会

選 管 告 示 第 2 号

平成 26 年 2 月 24 日

熊本市選挙公報の発行に関する規程の一部改正について
熊本市選挙公報の発行に関する規程の一部を次のように改正する。

熊本市選挙管理委員会委員長 桑 原 政 行

熊本市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程

熊本市選挙公報の発行に関する規程（昭和 53 年選管告示第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「日に」を「日までに」に、「熊本市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に」を「熊本市議会議員の選挙にあつては当該選挙が行われる区の選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）を経由して熊本市選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に、熊本市長の選挙にあつては市委委員会に、」に改め、同条第 2 項中「委員会」を「市委委員会」に改め、同条第 3 項中「3 箇月」を「6 箇月」に改め、「（白黒に限る。）」を削り、「及び氏名」を「氏名、撮影年月日及び選挙区があるときはその選挙区名」に改める。

第 3 条第 2 項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 掲載文の写真の欄以外の部分には、写真を使用することができない。

第 4 条中「・イラストレーション」を「イラストレーション」に改める。

第 5 条中「委員会」を「市委委員会」に改める。

第 6 条第 1 項中「委員会に」を「熊本市議会議員の選挙にあつては区委員会を経由して市委委員会に、熊本市長の選挙にあつては市委委員会に、」に改め、同条第 2 項中「委員会」を「市委委員会」に改める。

第 7 条及び第 10 条から第 12 条までの規定中「委員会」を「市委委員会」に改める。

第 13 条中「選挙公報」を「市委選挙公報」に、「委員会」を「市委委員会」に改め、同条を第 14 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（選挙公報の区委員会への送付）

第 13 条 市委委員会は、選挙公報を区委員会に送付する。

第 1 号様式中「第 1 号様式」を「第 1 号様式（第 2 条第 1 項関係）」に改める。

第 2 号様式中「第 2 号様式」を「第 2 号様式（第 2 条第 2 項関係）」に改める。

第 3 号様式中「第 3 号様式」を「第 3 号様式（第 6 条関係）」に改める。

第 4 号様式中「第 4 号様式」を「第 4 号様式（第 6 条関係）」に改める。

第 5 号様式中「第 5 号様式」を「第 5 号様式（第 8 条関係）」に改め、同様式備考 2 中「委員会」

を「市委員会」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 管 告 示 第 3 号

平成 26 年 2 月 24 日

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正について

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

熊本市選挙管理委員会委員長 桑 原 政 行

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成 10 年選管告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「届け出なければ」を「、熊本市議会議員（以下「市議会議員」という。）の選挙にあつては当該区選挙管理委員会（以下「区委員会」という。）を経由して熊本市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に、熊本市長（以下「市長」という。）の選挙にあつては市委員会に提出しなければ」に改める。

第 2 条第 1 項中「熊本市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）」を「市議会議員の選挙にあつては区委員会を経由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会」に改め、同条第 3 項中「委員会」を「市委員会」に改める。

第 5 条第 1 項中「ビラ作成証明書」を「、ビラ作成証明書」に、「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 3 項」に改める。

様式第 1 号その 2 中

「 年 月 日

年 月 日執行 熊本市長選挙
候補者 印

熊本市選挙管理委員会
委員長 あて

を

「 熊本市選挙管理委員会委員長（宛）

年 月 日執行 熊本市長選挙
候補者氏名 印

に、

「 契約の相手方の
氏名又は名称及
び住所並びに法
人にあつてはそ
の代表者の氏名 」
を

「 契約の相手方の
住所及び氏名
〔 法人にあつては
所在地、名称及び
代表者の氏名 〕 」

に改める。

様式第 2 号その 1 中「すべて」を「全て」に、「または」を「、又は」に改める。

様式第 2 号その 2 中「第 11 条の規定により」を「第 8 条の規定による」に、

「 年 月 日

熊本市選挙管理委員会

委員長 あて

を

「 年 月 日

熊本市選挙管理委員会委員長 (宛)

に、「候補者」を「候補者氏名」に、

「契約の相手方の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあつて

はその代表者の氏名

を

「契約の相手方 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者の氏名) 」

に、「枚数をも」を「枚数も」に改める。

様式第 2 号その 3 中

「

今回の枚数 (b)	枚	枚
-----------	---	---

」

を

「

今回の枚数 (b)	枚	◎ 枚
-----------	---	-----

」

に、「ついで別々」を「別々に」、「枚数をも」を「枚数も」に、「すべて」を「全て」に、「又は」を「、又は」に改める。

様式第 3 号その 1 中「支払い」を「支払」に、「ともに」を「共に」に改める。

様式第 3 号その 2 中「第 11 条」を「第 8 条」に、「ともに当該」を「共にこの」に改める。

様式第 3 号その 3 中「支払い」を「支払」に、「ともに」を「共に」に改める。

様式第 4 号その 1 中「ともに」を「共に」に、「支払い」を「支払」に、「当り」を「当たり」に、「一般乗用旅客自動車運送業者」を「一般乗用旅客自動車運送事業者」に、「指定した」を「指定をした」に改める。

様式第 4 号その 2 中

「

年 月 日
年 月 日執行 熊本市 何 選挙
候補者氏名 印

次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。

を

「次のとおり燃料を使用するものであることを証明します。」

年 月 日

年 月 日 執行 熊本市 何 選挙

候補者氏名 印

に、「ともに」を「共に」に、「支払い」を「支払」に改める。

様式第 4 号その 3 中「支払い」を「支払」に改める。

様式第 5 号その 1 中

「契約業者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあつてはその代表者の氏名」
を

「ビラ作成業者の住所及び氏名
(法人にあつては所在地、名称及び代
表者の氏名)」

に、「枚数 16,000 枚」を「枚数 70,000 枚」に、

「② 限度額 7 円 30 銭×16,000 枚=116,800 円」
を

「② 限度額

ア 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合

7 円 30 銭 (単価) ×当該作成枚数=限度額

イ 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$365,000 \text{ 円} + 4 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})$ =単価(1 銭未満の端数は切上げ)

当該作成枚数

単価×当該作成枚数=限度額

に改める。

様式第 5 号その 2 中

ポスター掲示場数	箇所
----------	----

を

当該選挙区 (当該選挙が行われる 区域) におけるポスター掲示場数	箇所
--------------------------------------	----

に、「支払い」を「支払」に、「ついては」を「ついて」に、

「(1) 枚数

ポスター掲示場数に相当する枚数」
を

「(1) 枚数

当該選挙区 (当該選挙が行われる区域) におけるポスター掲示場数に相当する枚数」
に、

「(2) 限度額

$557,115 \text{ 円} + 26 \text{ 円 } 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示数} - 500)$

ポスター掲示場数

=単価……1 円未満 (単価) の端数は切上げ

単価×確認された作成枚数=限度額」

を

「(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合

$$\frac{301,875 \text{ 円} + 510 \text{ 円} \times 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は切上げ)}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合

$$\frac{557,115 \text{ 円} + 26 \text{ 円} \times 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数は切上げ)}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

に改める。

様式第 6 号その 1 中「つぎ」を「次」に、「支払い」を「支払」に、「ともに」を「共に」に改め、同様式（別紙）その 3 中「少ないほう」を「少ない方」に改める。

様式第 6 号その 2 中「第 1 1 条」を「第 8 条」に、「支払い」を「支払」に、「※ この請求についての連絡先を必ずご記入ください。」を「この請求についての連絡先をご記入ください。」に、「ともに」を「共に」に改め、同様式（別紙）その 5 中

「1 D 欄には、7 円 30 銭を記載してください。」

を

「1 D 欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認された作成枚数が 50,000 枚以下の場合 7 円 30 銭

(2) 確認された作成枚数が 50,000 枚を超える場合

$$\frac{365,000 \text{ 円} + 4 \text{ 円} \times 88 \text{ 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{当該作成枚数}} \quad \text{※1 銭未満の端数は切上げ}$$

に、「少ないほう」を「少ない方」に改める。

様式第 6 号その 3 中「支払い」を「支払」に、「ともに」を「共に」に改め、同様式別紙（その 6）中

「

ポ ス タ ー 掲 示 場 数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
個所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

を

当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

に、「ポスター掲示場数」を「当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数」に、

「(D) 欄には、次より算出した額を記載してください。」

を

「(D) 欄には、次により算出した額を記載してください。」

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が 500 以下の場合

$$301,875 \text{ 円} + 510 \text{ 円} 48 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数}$$

ポスター掲示場数

※1 円未満の端数は切上げ

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が 500 を超える場合

に、「少ないほう」を「少ない方」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選 管 告 示 第 4 号

平成 26 年 2 月 24 日

熊本市議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程の一部改正について

熊本市議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

熊本市選挙管理委員会委員長 桑 原 政 行

熊本市議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程の一部を改正する条例施行規程

熊本市議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例施行規程（昭和 57 年選管告示第 16 号）の一部を次のように改正する。

題名中「長」を「熊本市長」に改める。

第 1 条中「熊本市議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」を「熊本市議会議員及び熊本市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例」に改める。

第 2 条第 1 項中「長」を「熊本市長」に、「熊本市選挙管理委員会（以下「委員会」を「区選挙管理委員会（以下「区委員会」に改め、同条第 2 項中「委員会」を「区委員会」に改める。

第 3 条中「様式第 1 号」を「別記様式」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の掲示場の区画の数は、選挙のつど熊本市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が定める。

第 4 条中「様式第 1 号」を「別記様式」に改める。

第 5 条第 1 項中「開票区ごとに委員会がくじで定める」を「当該候補者の立候補届出順位の番号とする」に改め、同条第 2 項を削る。

第 6 条中「委員会」を「区委員会」に改める。

第 7 条中「委員会」を「市委員会」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

別記様式（第 3 条、第 4 条関係）

何 選 挙	ポスター掲示場 熊本市 区選挙管理委員会 注 意	○ ポスターは、立候補の届出 順位と同一の番号を表示して ある区画にはってください。	○ この掲示場は、何選挙候補 者以外の方は使用できません。 ○ 掲示場をこわしたり、ポス ターをやぶったりすると罰せ られます。
		○ ポスターは、立候補の届出 順位と同一の番号を表示して ある区画にはってください。	
3	1		
4	2		

備考

- 1 掲示場の区画は、縦横それぞれおおむね 4 5 センチメートルとする。
- 2 掲示場の区画の部分は、必要に応じて、3 段以上とすることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。